

平成21年第1回足寄町議会臨時会議事録(第1号)

平成21年2月13日(金曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一将君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
建設課参事	松永恒君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について<P3>

- 日程第 2 会期の決定について< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 行政報告(町長)< P 4 ~ P 8 >
- 日程第 4 議案第 1 号 訴えの提起について(建物等収去土地明渡請求)< P 8 ~ P 19 >
- 日程第 5 議案第 2 号 足寄町新規就農者技術習得施設の設置及び管理条例の制定について< P 19 ~ P 21 >
- 日程第 6 議案第 3 号 足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例< P 21 ~ P 23 >
- 日程第 7 議案第 4 号 足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例< P 23 ~ P 25 >
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 20 年度足寄町一般会計補正予算(第 10 号)< P 25 ~ P 41 >
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 20 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)< P 41 ~ P 42 >
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 20 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)< P 42 >
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 20 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)< P 42 ~ P 43 >
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 20 年度足寄町上水道事業会計補正予算(第 5 号)< P 43 >
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 20 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 4 号)< P 43 ~ P 44 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成21年第1回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長あいさつ

議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から招集のごあいさつがございます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、平成21年第1回臨時会に際しまして、一言、招集のごあいさつを申し上げます。

まず、既に御案内のとおり、国の2次補正にかかわります地域活性化生活対策臨時交付金の関係でございますけれども、我が町足寄町、約2億5,000万の限度額ということで提示をいただいているわけでありまして、この取り扱い、きょう現在、まだ国の国会の議決がされてないと、関連法案の議決がされてないということで、まだ走り出すということにはなっておりませんが、引き続き情報収集に努めまして、遺漏のない取り扱いを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

さて、本日予定しております案件でございますけれども、行政報告につきまして4件、報告をさせていただきます。

議案といたしまして御審議をいただきます件につきましては、区画整理事業にかかわる訴えの提起について、さらには条例制定につきまして1件、条例の一部改正につきまして2件、補正予算に関する件につきまして6件、計10件の議案となっております。

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。臨時会招集に際してのごあいさつとさせていただきます。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、13番高道洋子君、14番菊地一将君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本日開催されました第1回臨時議会に伴う議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

会期は、本日1日限りであります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、議案第1号と議案第3号から議案第10号を即決で審議いたします。

次に、議案第2号は、提案説明を受け質疑を行った後、総務産業常任委員会に付託し閉会中の審査といたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、4件について行政報告を申し上げます。

まず、緑資源幹線林道事業について報告を申し上げます。

緑資源幹線林道は、昭和48年に独立行政法人緑資源機構の前身である森林開発公団が、大規模林業圏開発基本計画に基づき、全国7地域の大規模林業圏において、森林整備や優良な森林資源の活用を図り、林業・林産業を中心とした地域産業の振興、山村地域の生活環境整備などの推進を目的に、林道網の骨格となる幹線林道として大規模林道の整備が始まりました。

北海道大規模林業圏では、網走北部の「滝雄・厚和線」、日高管内の「平取・えりも線」、本町を通過する道東の「置戸・阿寒線」の3路線が大規模林道として整備が進められておりました。

その後、平成11年に、森林開発公団と農用地整備公団が統合し緑資源公団となり、平成15年には、緑資源公団を解体し独立行政法人緑資源機構が設立され、大規模林道も緑資源幹線林道と名称を変え、整備が進められておりました。

しかし、平成18年の緑資源機構の談合事件を発端に、平成20年3月31日で緑資源機構が廃止されたことに伴い、緑資源幹線林道事業も廃止となり、地方公共団体の判断により、必要な区間について、新たな国の補助事業「山のみち地域づくり交付金事業」として実施されることになり、実施主体も北海道に引き継がれることになりました。

また、緑資源機構の債権・債務を継承する独立行政法人森林総合研究所が、工事施工中の既設道の自治体への移管を円滑に進めるための事業を実施することとなりました。

本町を通過する「置戸・阿寒線」は、置戸―陸別区間の延長21.4キロと、足寄―阿寒区間の延長41.9キロの2区間に分かれており、置戸―陸別区間ははまだ未着手となっており、足寄―阿寒区間では、足寄町内で7.1キロ、釧路市阿寒町で5.6キロの整備が完了しており、進捗率は30%となっております。「置戸・阿寒線」全区間としては、進捗率は20%となっております。

足寄町の7.1キロにつきましては、平成6年11月に着工し、国道241号線の茂足寄地区と道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の上螺湾地区を結ぶ区間で、平成13年度に移管を受けた2.4キロを除く残り4.7キロを、森林総合研究所からの用地事務協力依頼により、道路用地取得のための経費を交付金として受け、本年度中に北海道森林管理局から道路用地を本町が取得し、森林総合研究所から移管を受け、本年春には供用開始の予定となっております。

道路用地の取得価格は、700万円を予定しております。

今後につきましては、新たに事業主体となった北海道が、平成21年度中に、事業の必要性、緊急性、優先性、環境への影響、事業の妥当性、事業効果など幅広い視点から事業評価を行い、地元の意見なども踏まえ、事業継続の可否を判断することになっております。

昨年10月9日には、本町において北海道水産林務部が主催をし意見交換会が開催されており、現在、道庁内に検討委員会が設置され、検討が進められております。

「山のみち地域づくり交付金事業」で、林道整備をこれまでと同様の負担割合、仕組みで計画どおり継続する場合、各市町に大きな負担が生じます。

また、完成した林道は、各市町に移管され

管理することになります。草刈りや路肩補修等の維持管理費や、大雨等で被災した場合の復旧費などは各市町の負担となり、厳しい財政状況の中、北海道や「置戸・阿寒線」沿線の自治体では、事業継続は非常に難しいものと判断をしております。

本町としては、茂足寄の国道と上螺湾の道道がこの林道によって結ばれ、一区切りがつくこと。また、未着手の区間の受益地が国有林であり、本町が積極的に事業推進を図る必要性に乏しいことなどから、事業の継続は希望しないこととしたいと考えております。

これまで、緑資源幹線林道の推進を図るため、全国組織として緑資源特定森林圏整備推進連盟、北海道では北海道緑資源特定森林圏整備推進協議会が組織されておりましたが、平成19年度にそれぞれ解散いたしました。

「置戸・阿寒線」沿線の1市4町で組織しておりました道東地域緑資源特定森林圏整備推進協議会につきましても、緑資源幹線林道事業が廃止となり、今後は北海道が事業主体となる「山のみち地域づくり交付金事業」となることから、その役割を終えたものと考えており、本年度中に解散することで全協議会員の了承を得ており、現在、年度内の解散に向けて清算事務を進めているところでございます。

また、受益者賦課金につきましては、事業費の5%を、受益面積に応じ、事業実施年度から21年間をかけて分割で負担することになっており、受益者が組織する大規模林道足寄-阿寒区間足寄町受益者組合に対し、その負担額を町が補助しております。

今回、緑資源機構が廃止になったため、平成19年度事業実施分までの総負担額が一たん確定することから、利子と事務負担の軽減のため、一括、繰上納付を予定しております。

平成6年度から19年度事業実施分の賦課金のうち、今年度の賦課金納付後の賦課金総額は303万6,907円となり、その全額を繰上納付する予定であります。

繰上納付により、受益者組合は解散すべきところではありますが、今後、事業を継続しないため、受益エリアの変更による賦課金の再計算等の結果により賦課金の精算も予想されることから、受益者組合は、平成21年3月末で当分の間休止する予定となっております。

茂足寄の国道と上螺湾の道道を結ぶ区間の開通期間につきましては、上螺湾側からオンネトー・雌阿寒温泉に通じる道道モアショ口原野螺湾足寄停車場線の一部が、冬期間通行どめとなり通り抜けることができないこと。

さらに、開通区間は急カーブ、急勾配が多く、除雪など積雪時の安全確保が難しいことから、道道の全線開通時期とあわせ、開通予定日を平成21年5月15日とし、毎年、12月上旬から5月中旬までの冬期間は通行どめにしたいと考えております。

なお、本臨時会に、緑資源幹線林道の用地取得や賦課金の繰上納付に伴う補正予算を提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

次に、足寄町中小企業特別融資制度について、報告を申し上げます。

世界的な経済危機により、日本経済も低迷し、特に製造業での非正規労働者等の解雇が進み、また、中小企業への経営圧迫が進んでいると言われております。

本町でも、基幹産業である木材業において、円高等による輸出の低迷が進み、特に梱包材製造受注が激減し、製材工場での操業休止等が余儀なくされております。

このような景気停滞による企業への影響を勘案し、経営安定のための支援策等について、足寄町金融担当者会議や商工会との個別協議を実施し、また、庁内関係課による足寄町緊急経済対策会議において検討を重ねてまいりました。

中小企業の多くが年度末に決算期を迎えるに当たって、運転資金の行き詰まりが懸念されていることから、本町の中小企業特別融資

制度を見直し、貸し付けのさらなる活用を図るべく、融資制度内容について見直しを検討してまいりました。

足寄町中小企業特別融資制度要綱は、昭和37年4月に制定され、この間、数多くの改正を行い今日まで来ておりますが、現行では、町の指定した金融機関に預託をし、預託金額の2倍以上の融資枠を設定することとなっております。

現在は、北海道銀行に3,000万円預託し融資枠は5倍の1億5,000万円、帯広信用金庫に2,000万円を預託し融資枠は6倍の1億2,000万円となっており、預託金合計額5,000万円、融資枠は総額2億7,000万円となっております。

貸付利率は、平成21年2月現在で長期プライムレート2.25%に、加算率である0.6%を加算し2.85%となっております。

また、貸付金額は、運転資金に1企業500万円以内、設備資金に1企業1,000万円以内としており、融資に当たっては、保証協会の保証が必要となりますが、保証料額の2分の1を町が補助しております。

今般、制度見直しについて金融機関と協議を行ってきましたが、両機関より、預託金を増額することで、利率に加算率を上乗せしないで運用できるとの方針をいただきました。

そこで、北海道銀行に2,000万円増額し計5,000万円、帯広信用金庫に2,000万円増額し計4,000万円で、合計9,000万円の預託とし、融資枠を3倍の2億7,000万円、貸付利率を長期プライムレートと同率とし、中小企業の借入れの支援をすることといたしたく、本臨時会において預託金増額の予算提案をさせていただいたところであります。

さらには、足寄町中小企業特別融資制度要綱を一部改正し、中小企業特別融資を受ける際に必要な北海道保証協会への保証料については、遡及して全額を助成することとし、年度末への運転資金の支援と、貸付額につきましても、近年の貸付状況を考慮し、それぞれ

500万円を加算し、運転資金1,000万円以内、設備資金1,500万円以内とすることで中小企業への支援対策を進めてまいります。

町議会の皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

次に、土地区画整理事業にかかわる行政訴訟の現状と直接施行等の対応について、報告を申し上げます。

平成21年1月27日、釧路地方裁判所において開廷されました第11回口頭弁論の内容について、御報告させていただきます。

審理内容は、双方が提出した準備書面による主張の整理、特に借地権申告における原告適格に関する論点整理でありました。

この点については、裁判官から原告代理人に対し、次回、平成21年3月17日開催の第12回口頭弁論までに立証、根拠の整理について指示があり、閉廷されました。

次に、足寄町南1条1丁目1番・6番、南2条1丁目3番16に存在する建築物等の所有者との任意協議による問題解決を目的に、北海道を初め被告代理人・原告代理人両弁護士間においても、協議の場の設定について努力を重ねてまいりましたことにつきましては、これまで開催されました第3回足寄町議会定例会、第5回足寄町議会臨時会、並びに平成20年12月11日第4回足寄町議会定例会閉会後における議員全員協議会において、行政報告等を通じ報告をさせていただきました。

直接施行回避に向けたこれまでの取り組み状況については、次のとおりであります。

1といたしまして、平成20年7月19日/足寄町から帯広開発建設部道路課に任意協議の機会及び場の設定依頼。

平成20年8月22日以降、北海道による説得行動の展開。

平成20年9月2日/双方弁護士間において直接施行回避に向けた協議をし、平成20年9月12日を期限として、原告代理人による建築物等所有者に対する説明を行うことを

確認。

平成20年9月18日/原告代理人と建築物等所有者との協議の結果、建築物確認申請の未手続について納得していないことから、再度、状況説明をするため、建築物確認申請の未手続に関する書類提出の依頼を受ける。

平成20年9月22日/帯広土木現業所建設指導課から交付を受けた建築確認申請台帳記載書類を被告代理人から原告代理人に送付し、任意協議の回答期限を平成20年9月29日に設定。

平成20年9月30日/原告代理人より所有者に対して、任意協議に関する意思確認に時間を要することから、平成20年10月23日までの回答期限延期の要望を受ける。

平成20年10月28日/原告代理人と所有者との協議結果、最終的な判断についてはさらに時間を要することから、回答期限を平成20年11月21日に設定。

平成20年11月21日/原告代理人から、所有者としては任意協議には応じられないとの回答でありました。

今後の対応について、代理人弁護士と協議した結果、現状においては任意協議による解決については拒否するとの強い姿勢から、土地区画整理法に基づき、相手方の仮換地に指定されていない土地の管理権に基づき、民事的明渡請求に関する訴えの提起を行うことにより、問題解決に向けた手がかりを求めていくことといたしました。

訴えの相手方は、足寄郡足寄町南1条1丁目7番地 浅川雅巳氏、昭和25年9月12日生まれであります。

主な訴えの提起の理由及び内容については、平成19年2月15日付で通知を行い、同年同月21日に効力が発生した土地区画整理法第98条第1項の規定に基づく仮換地指定により、使用収益権を有しない従前地に存する建物等について、仮換地内への収去及び土地の一部を平成21年7月末日までの明け渡しを求めるものであります。

地方自治法第96条第1項第12号の規定

に基づき、建物等収去土地明渡等請求の訴えの提起に関する議案を本臨時会に提案させていただきます。

議決後、弁護士と委任契約書の締結及び関係資料等の整備を図り、釧路地方裁判所帯広支部に対し、平成21年2月末までに訴えの提起に関する所定の手続を実施する予定であります。

なお、当請求事件にかかわります諸費用等につきましては、既定予算(総務費/総務管理費/一般管理費/委託料・弁護士委任事務処理業務)にて対応させていただきたいと考えているところであります。

引き続きの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療体制等について、報告を申し上げます。

国民健康保険病院の医師体制につきましては、現在、常勤医師(内科3名・外科2名)により診療を行っておりますが、このたび副院長(内科医)から、諸般の事情により、本年の2月28日をもって退職したいとの申し出があり、退職届を受理したところであります。

後任は、いまだ確定には至っておりませんが、過日、病院を視察され懇談した医師がおりますので、今後協議を進め、勤務していただけるよう鋭意努力をしております。

このことから、当面は内科医2名にて診療を行うこととなりますが、できる限り支障がないよう配慮してまいります。

次に、眼科についてでございますが、1月15日から予約による診療を開始いたしました。15日は29名、16日は30名の診療を行い、順調なスタートをいたしております。

当面は、スタッフがふなれなこともあり、予約数を制約した中での診療であります。患者さんのニーズは高く、予約数を順次増加させていかなければならぬものと思っております。

以上、国民健康保険病院の診療体制等の報

告といたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

議案第1号

議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第1号訴えの提起について（建物等収去土地明渡請求）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました議案第1号訴えの提起について（建物等収去土地明渡請求）について、提案理由の御説明を申し上げます。

土地区画整理法第98条第1項、同条第5項の規定による仮換地指定、及び第77条第2項の規定による移転除却の通知及び照会後も従前地に存する建物等の収去と土地明渡請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

提案理由の説明を申し上げます。

訴えの提起者

足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業

施行者 足寄町

代表者 足寄町長安久津勝彦

相手方

住 所 足寄郡足寄町南1条1丁目7番地

氏 名 浅川雅巳

昭和25年9月12日生

訴えの提起の理由及び訴えの内容でございますが、土地区画整理法の規定により、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業の施行者・足寄町が平成19年2月15日付で相手方に行った仮換地指定通知の対象となる従前地上に存する建物等について、同年6月30日を回答期限とした建築物等移転通知及び照会に対し、相手方から期日まで回答がな

く、これまで2度にわたり催告を行ったが、回答を拒否するとして、みずから移転する意思の有無について明らかにしていない。

この間、相手方が提起した仮換地指定処分取消等請求事件に係る原告・被告双方の訴訟代理人で直接施行回避に向けた任意協議を行ったが、最終的には協議に応じられないとの回答から、公共用地の確保と第三者の仮換地の使用収益権確保のため、同法第100条の2の規定による管理権に基づき、従前地上に存する建物等の収去及び土地の明け渡しを請求するものでございます。

訴えの対象となる建物等及び土地

建物等（いずれも未登記）

所在 南1条1丁目1番地・6番地及び
南2条1丁目3番地16

種別 車庫96.53㎡

車庫16.82㎡

温室9.72㎡

土地及び対象地積

南1条1丁目1番地（宅地39.10㎡）、

同条同丁目6番（宅地137.42㎡）

及び南2条1丁目3番地16（宅地79.25㎡）

参考図等を別紙に添付してございますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 前は丸山さんのときには直接施行をやったのに、今回の場合は、直接施行ではなくて訴えるというやり方に変えたわけですね。これはどのような経緯でこういうふうにしたのか。

てっきり、直接施行を同じようにしていくものだと思っていたもんだから、このやり方はどうして変えたのかをお聞きしたいと思い

ます。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） 従前の直接施行との違いということでございますが、国道拡幅工事で移転対象となっている建物につきましては、現行の建築基準法に適合した基礎がございません。

直接施行を行うということにつきましては、施行者が確認申請等を行わなければならないとなっております、そのための基準を満たす基礎を施行者において設置しなければならないという制約がございます。

そのため、基礎を設置するという事は、結果として建物の価値を増加させ、この価値増分に対する求償権というものが土地区画整理法上、補償制度上、明文の規定がありません。

したがって、基礎を設置しまして直接施行を行うとすれば、特定個人のために税金を投じることにつながり、公平の原則に反するという事になるというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 私が聞いたところによると、丸山さんのところも、そんな確認申請なんかしてなかったところだというふうに聞いてるんですけども、そこはやったのに、今度は、確認申請していないからできないから訴えるんだというのは何か、それじゃあ前のところはどうかだったんですか。確認申請していない建物だと聞いてますけど。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） 従前の建物につきましては、布基礎等ありまして、十勝支庁の建築確認担当の中、建築主事と協議をしながら進めてきたという経過がございますので、決して過ちだということではございません。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 担当の人と協議し

て、その結果直接施行したから、決して過ちではないと、その理由がよくわからないんですけど。

結局丸山さんのところも確認申請してない建物だったと、だけど直接施行した。今回も確認申請をしてない建物で、だから基礎をしてもらうために裁判するんだと、説明されてもよくわからないんですよ。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） 従前の建物につきましては、かなり建築年次が古いということで、そういった意味では適格だったという、建築適格建物というふうにとらえております。

議長（吉田敏男君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） 補足して御説明申し上げます。

丸山さんの建物につきましては、建築年次が今申しあげましたように古い、現行の建築基準法上を満たしているものではないものではありましたが、いわゆる既存不適格というものです。

ですから、その既存不適格のものをそのとおり曳くに当たっては、施行者として許される範囲であったということでございます。

したがって、今回の建物とは、基礎の形状、あるいは基礎の構造、そういったものが全く違うという点がございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） このたびは、直接施行と違って、司法の場で今度は問題の解決を図るという説明でございますが、果たして司法の場によりこの問題の解決が図られるのかどうかという心配が一つと、それから果たして和解案に相手側が納得するかしらないか、納得しないことも予想されますけれども、その場合の対応はどのようにするのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） 施行者としてしまし

ては、事業の正当性を主張しながら、相手方の理解を得る努力をしてみたいというふうに考えてございます。

また、そうした主張を重ねる中で、裁判所から和解案等が出された場合には、議会に御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 今度は、司法の場に持ち込んで今まで解決した事例はあるのかどうか、伺います。

議長（吉田敏男君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） お答えいたします。

司法の場を利用しまして問題を解決図った事例でございますけれども、道内においては2件ございます。

1件につきましては、石狩市の土地区画整理組合において、調停の申し立てによる解決を図った事例でございます。

もう1件は、北広島市の土地区画整理組合において、今回御提案させていただいてます100条の2に基づきます建物等収去土地明渡請求事件ということで解決を図った例がございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） わかりました。

裁判となると、多分、時間も費用もこれからいろいろかかる、時間的にも大変かかっていくのではないかなと想定されるんですが、やはり毅然とした態度でね、施行者もいろんな権限等そういう幅があるわけですから、毅然として、時間をかけないで話し合いなり直接施行なりしていくべきでないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） ただいまの時間と費用、訴訟の場においてそういったものがかかるのではないかという御指摘でござい

ますけれども、この間、町長からも御報告させていただきましたが、任意による解決方法を模索してまいりました。また一方、直接施行によって解決する手法もいろいろの間検討してまいりました。

以前申し上げましたように、国土交通省の方にも照会いたしたところ、本年の1月に回答が参りました。それによりますと、基本的に施行者が基礎をつくって曳き家することは不可能ではない。

直接施行の場合は、原則としまして曳き家による工事というのが一般的でございます。財産価値をそのまま仮換地に移転するというものでございますので、曳き家が原則となっております。

しかし、先ほど申し上げましたように、該当する建物につきましては基礎がない、凍結深度を確保するだけの120センチに及ぶ基礎が全くございません。したがって、施行者が建築確認申請を行う際には、そういった基礎も作りながらやらなければいけない。

そこで、先ほど申し上げましたように国土交通省に照会しましたところ、基礎をつくって曳き家することも可能であると、しかし、国費は使えないと。さらに町費を使って基礎をいわゆるプレゼントするにしても、町民の理解を得られなければいけない。

ですから、特定個人に対してそのような立派な基礎をつくってまで曳き家することが、果たして議員各位、あるいは町民の理解得られるかどうかということについては、甚だ私は疑問でございます。

したがって、今回、司法の場において建築基準法との整合性、あるいは施行者としての判断の正しさ、これを明らかにするために訴えてまいりたいというふうに考えております。

したがって、司法の場において予想される中には、先ほど申し上げました和解勧告、あるいはそれに応じない場合は判決、判決に基づく明渡請求、施行請求ですね、裁判

所によって明け渡していただくという手法、あるいはいわゆる判断を行わないで判決を下す訴訟判決というのもございます。

ということになれば、施行者として当然の責務として、みずから直接施行を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今回のこの提案、非常に残念なことです。かつて私、50年当選以来、町民との訴訟は特に役場庁舎の思い起こすんですけどね、努めてやっぱり避けるべきだと、町はと。これが大原則ですよ。

今、行政報告、るる説明において今までの経過はわかりました。そこで問題となるのは、今、担当委員会でも担当の者が出てこのものについてレクチャーございましたけど、一つ今のあれですよ、第3群の従来どおり我々に示されている直接施行ということでずっと、私もそういう頭の中でいたんですよ。

今になってみたら、いやいや、直接施行は基礎がないからできないんだと。それだったら、今の時点だって、相当前からわかってたじゃないですか、それ、プランニングの段階から。それが全く示されていないんですよ。私も承知してないんです、そのことは。

私たち現地へ行って1回1回、ここの住宅基礎があるか、どうなってるか、鉄骨が入ってるかとか、そんなこと権限もございませんしね、ただ明らかにしてるのは、例の駅前周辺の整備をしたときに、一連のプランニングを示して、私、責任者でしたよね、あのときのプランニングと今現状、変わってるんですよ、変わってますね。

南1条通アクセス道路が、あの横に住宅建ってますね。そういうことを相関的に考えますとね、私は、基礎がないから直接施行ができないんだということが正当理由になるの

かどうか、私は全く承知してないから、過日の委員会で担当者から説明受けて、本日正規な公の席で、他の議員の質疑を受けて答弁の中で承知させていただいたということなんです。そのことは行政執行上どうなってるのかなと、私はそういう思いが一つ。

従来からそういうことをおっしゃってるんなら何ら、第3群については云々ならわかるんですよ。そうじゃなかったですよ、それが一つ。

それからもう一つね、今、参事、課長の答弁聞いてて、基礎をすると、それなりの基礎がないために、しかるべきような曳き家をするために当然そのものが必要ですよ、補完しなきゃなりませんね。

補完したからって、前にもともと基礎なかったら、その基礎を壊して曳き家のとこの今のこの示されてる状況まで建物を、構築物を持って行って基礎とるなんていうことは、客観的にそんな考えられない話でね、じゃあそのことによって、基礎することによって公費が増になりますよ、それはわかるんですよ。

それと同時に、答弁によって求償権が及ばないと、施行者（不明）求償権及ばない、それは当然ですよ。一方でね、一方でやはり何十年もあそこ、私も昭和35年ぐらいから毎日、今に至るまでずっと歩いてた道路でよく承知してますけど、それであるとき、関係法規範はわかるんですよ、私も所管委員長職責の中でそういうことで一定のプランニングに携わった経験ございますから。

だけど個人的な心証としてね、あるときは法律はこうなりましたと、法律はこうなってますからって、そういうことを考えたときに、先ほどの答弁の趣旨からいきますれば、一般町民が求償権の及ばないようなことを、曳き家をするために公費を投入するということは住民の御理解得られないと、私もそれも一つの心理だと思ってますよ。

しかしながら、一方でね、得られないからといって今度訴訟を提起したって、職員が何

回釧路地方裁判所へ通ったんだろう、その経費、弁護士費用、相当な金額になりますよね、積算いたしますと。正義のためにはお金はいとわないと、そう言われれば、そのように答弁いただければそれは仕方ないことですが、私は、相関的にもう少しやっぱり考えるべきでないかなと。

例えば、どうなったのかよくわかりませんが、1人の方が解決をしまして、もちろん撤去いたしましたよね。同じ町民として、先に進めて考えたとき、努めてやっぱりそういうことを踏まえながらね、今回、一連の経過の中で訴を提出する、訴を提出する場合は議会の96条の議決事項だから当然議案に提案して、私もこれに反対するつもりありません、今までのプロセスがありますから。

しかしながら、しかしながら、先ほどの状況の答弁を聞いていると、果たしてそういうこと概念論だけで私はいいのかなという思いをする。

私があそこの何だかという人の逆の立場、あそこの財産を私が持ったとき、私はどのように身の処置をするのかなと思ったときに、我々はやっぱり公人としてこの場に立って発言するときは、寄らば文殊の知恵とか、賛成多数とか与党議員とか、町長出してるものは何でも賛成しなきゃならんというそういうレベルの低い議論であっては私はいけないと思うんですね。私はそういう観点からもね、いささかちょっと疑念があるんですね。

先ほど9番議員の質疑の中で、確認申請がないから基礎がないと、いろんな話しましたがね、答弁としてはそれなりに私は拝聴させていただきましたけども、私が質疑をするんなら、あの状況でそれで済とする、私はでき得ないなと。

それじゃあ、今この提案されてるこのことと対比をしたときに、どうなのかなという思いもするんですね。その辺についてどう思いますか、ちょっと御答弁してみてください。

議長（吉田敏男君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） 高橋議員の御質疑に対してお答えいたします。

私どもが今想定しています移転工法というのは、曳き家工法でございます。したがって、曳き家工法を採用しての直接施行は不可能であるというふうに考えております。

ただし、直接施行はほかの工法、いわゆる除却、あるいは再築、そういった工法も採用しても構わないわけでございますので、決して直接施行ができないわけではなく、ほかの工法を採用して直接施行をするにしても、その根拠づけがまだできている状況にないということでございます。

ですから、曳き家以外で想定されるのは、地方裁判所の判例でございますけれども、除却によることも可能であるということについて、御理解いただければと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方からもお答えをしたいと思います。

本当にこの区画整理事業にかかわる御理解をいただけない方々の部分、これは今現在でも、私自身の思いとしては、まさしく議員から冒頭お話がありましたとおり、ともかく町民との間の中で争い事というのは、本当にもうこれは断腸の思いでありますし、ともかく万全を期して、そういうことがないようにということで対応すべきが、そういう意味では私の本当の役目だというふうには思っておりますけれども、しかし、この間、逐次御報告申し上げているとおり、私の思いとは別に、どうしても話し合いにも応じていただけないという状況の中で、こういう状況になっているというようなことでございます。

なお、先ほども行政報告で申し上げたとおり、一方では訴訟の提起もされてますから、これは何ぼ私が、本当に思いとしては、すぐにでも飛んで行って、直接何とかお話し合いということもしたいという思いはありますけれども、しかし、これは御案内のとおり訴訟の提起も受けておりますから、この間、私ど

もの代理人である弁護士を通じて、何とか任意協議で問題解決に当たりたいということで努力をしてみましたが、報告したとおり、それはかなわなかったということ。

それから次に、直接施行ということでこの間、議会にも視野に入れながらということで説明をしてみましたが、それが何で直接施行でなくて訴訟ということになるんだということでございますけれども、当然、直接施行、もう最悪それに着手をせざるを得ないなという思いで、これは担当の方も十分、あるいは弁護士とも十分協議を進めてきたわけでありまして、先ほど報告したとおり、これは御理解いただけてませんから、正確な調査はできてませんけれども、少なくとも周りから見る状況でいきますと、やはり置き石という形で基礎がないというようなことでございます。

ですから、それを直接施行をやるということは、先ほど来答弁しているとおり、建築基準法に認めていただくような基礎をつくらなくちゃいけないと、これもまた先ほどお答えしているとおり、基礎をつくるということは、建物の価値を上げるということでございますから、そうすれば求償するということになるのかなとか、いろんなことを種々検討をしてみましたが、しかし、なかなか難しい問題もあるということもあって、最終的に弁護士とも相談した上で、やはり一刻も早く問題解決を図るという意味では、司法の場での判断を求めるということが現時点においては最善の方法だということになりまして、今回、訴訟に対する議決をいただきたいということで提案を申し上げているところでございます。

本当に繰り返しになりますけれども、本当にそこに行く前に調停の申し立てということも検討をしたわけでありまして、しかし、これにつきましては、先ほど来答弁しているとおり、それぞれに代理人の弁護士が法律の専門家がついているわけでありまして、弁護士同士で任意協議の場を探ったわけ

でありますけれども、しかし、ここで相手方からは、それにも応じられないという明確な回答が来たということでございますから、これは裁判所に対しての調停の申し立てをしても、結果としては同じような答えしか得られないのかなと、そんな思いもありますし、もちろん国道の工期との関係もありますから、先ほど行政報告で申し上げた期限を切った中での訴訟の提起ということに踏み切りたいということでございますので、特段の御理解をお願いをしたいということを申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今、町長冒頭に、この方法が最善な方法だとおっしゃいますけどね、やはり本来住民との訴訟という意味から、最悪の方法でもあるんですよ。もろ刃の剣ですよ、このことは。私はね、やっぱりこのことの持つ意味は大きいなと。

我々に示されてるのは、強制施行だ、第3郡だと、こうやって説明受けて、この段階になってね、いや、基礎がないし、それともう一つ、それを曳き家にするったら、基礎をしたら財産の価値を増して、増した分は求償権が及ばないから住民の御理解得られないって、こんなようなことで論理が展開されていくんだとしたら、それともう一つは、いやいや、もう建築確認申請がないもんだから、そんなこと言ったら、東大寺動かすんなら、建築確認申請も何もないでしょう、そうでしょう。

要するに史跡を動かすときなんて、めったに動かすことはない、道路も避けて通りますからね、京都あたりへ行くと、やっぱりそういう歴史のある公共団体へ行くとあるんですよ。そういう理論では私はくみできないなと思うんですよ。あなた方の執行する都合のいい論理だなと。

我々もやっぱり民の立場に立ったときに、何がいい妥協点なのかなと思うんですよ。仮に増になったとしてもよるしいじゃないかと、それなら解決するんですか。財産が増に

なって、基礎の分をやって曳き家になったら。

私は、この状況からいって、今回珍しくという言葉失礼ですけどね、この提案理由の付属資料、34年議会やってて、これ一番いいやつだ、これだけの資料ついたの今回初めてですよ。これですと、全然わからない方も、きちっと冬場の資料からグリーンの見える夏の資料からみんな、これはもうすごい資料で、担当者としてはこれはもうベストだなと思ってますよ。ただ、中身がもうちょっとあっていただきたいなと。

私はね、遠方の方と何らかの形で利害があったときに弁護士を頼んでやるのはいいけど、ここから3分、5分あったら行ける相手方のところに、お金を払ってね、そして一つの物事を解決に当たらなきゃならんと、そして今までのプロセスを考えますれば、町長の言葉からいけば最善の策だと、このようにおっしゃるけど、私の論理から言わせれば、最善の策だとあなたはおっしゃるけど、最悪の状況に落ち込んだなというふうに私は思ってるんですよ。

それと同時にね、それと同時に、先ほど町長の答弁の中で、訴訟の一定の結審はさ、結審をね、こちらにすべてが握られてるわけじゃないでしょう、足寄町に握られてるわけじゃないんですよ。そうすると今の事業執行から状況からいきますればね、国道拡幅の関係からいきますれば、その期間というのは推しはかることができないんじゃないんですか、だけど。

それはこちらで、いや、国道事業の関係で、開発、国との絡みあって事業の執行は南1条のどこまで来てる、それから一連の管渠、明渠の絡みの中で工事執行するために、いついつまで結審をして判決を下さいなんていうことは、私は余り聞いたことないんですよ、そういう話。法律好きでそういう本たくさん読んでますけどね。そういうことになると、今のプランニングだって相当ずれ込むんでないと。

それを考えると、逆に、逆にね、町民の御理解得られるか、いただけないかわかりませんが、先ほども曳き工法の中でまだ工法はありますと、直接施行で。だけど現時点で私の質疑に答えて答弁するだけの用意はないんでしょう、あなた方。それがだめならこの方法、この工法って答弁しないとこを見るとね。

ありますということをおっしゃてるだけで、あるんだったら違う選択すると思いますもね。基礎に関係地権者の財産増になっても曳き家ができない、それは求償権得られないためにその執行方法はとらない、つまりそういう直接方法の手法はとらない。

別にあるんだとなれば、別にあるんなら、そうでない方法でちょっとやってくださいよということになりますよね。だけどそれは見出せないから、結果的にこういう今議会に提案してるような内容でせざるを得なかったんじゃないかと私は推察するんですけど、その辺についてはいかがですか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この間、議会にも説明をしていたとおり、やはり最悪の状況でありますけれども、直接施行にならざるを得ないなということで、この間説明をしてきたところでございます。

当然、直接施行について具体的な検討を開始したわけでありましてけれども、その中で、先ほど参事がお答えしたとおり、直接施行の場合、まず原則的には曳き家ということになります。そうした場合に、先ほど来から答弁しているとおり基礎の問題が出てきた。

すなわち、当然これはいかなる場合であっても、その財産のこれは財産価値というのはこれ保全しなくちゃいけないというこれは義務あるわけでありましてから、そういう中で基礎をつくって曳き家をした場合については、先ほど来からお話ししているとおり建物の価値を上げる、すなわち増高するような工事にならざるを得ないということでございます。

そこで、先ほど答弁したとおり、検討段階では、じゃあ増加した分については後ほど求償することになるのかどうなのかという、そんな相談もずっと検討もしてきたわけでありまして、現時点での判断としては、それは求償するというにはならないのかなという判断に立ったということでございます。

それと、もう一つの直接施行の方法といたしましては、これもいろいろ検討したわけでありまして、建物を壊して撤去をしてしまう、そしてそこでこれは財産を守らなくちゃいけないわけでありまして、じゃあその財産価値をきちんと評価をして、その分を補償をするというこの方法の二つかなと。

そういう中でいろいろ検討したわけでありまして、いずれの場合をとったにしても、やはりこれ後々に、じゃあその補償すべき金額が幾らが正当なのか、これは当然方法としては不動産鑑定士なり鑑定だとか、そんなことになるというふうに思いますけれども、いずれにしても、曳き家にして増高してしまう、さらには解体・撤去をして財産価値を補償する、いずれにしても、またそこでは権利者の方との調整といたしますかね、この問題が出てくるなということで、これは現場、現場でいきますと、いずれの方法をとっても、工事には支障のないような年限までにはということでありまして、やはりその後また町民との権利者との関係の中でいろんな調整といたしますかね、そういう部分が出てくる。

この展開というのは、ちょっとどういう形になるのかなというのは、ちょっとこれはまた訴訟になるのかどうなのかということも含めて、これはちょっと想定するのも難しいという部分がありました。

そこで、繰り返しになりますけれども、弁護士とも協議した結果、やはり最悪の、議員御指摘のとおり最悪の状況ではありますけれども、御指摘のとおり私もそういうぐあいに認識はしておりますけれども、最悪の状況、

もっと言えば、私にとっても不本意なことでもありますけれども、しかし、そういう中であってどういう方法をとるのが一番いいのかなと考えたときには、やはり司法の場にその判断を求めていくということが、そういう意味で、現時点では司法の場に判断を求めていくというのが一番いいのかなという判断に立ったということでございます。

繰り返しになりますけれども、本当に議員御指摘のとおり最悪の状態、これはもう私もそういう認識であるということは間違いございません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） これ最善の方法でなくて最悪の方法だと私は思いますよね、町長。本当に悲しむべきことだなと思ってるんですよ。

私は、これの解決するに当たる施行の求償権云々なんていうことはね、行政行為の理論上出て、納税者サイドに対する配慮の言葉だということとはよく承知してるんですね、行政行為について。だけど一方でね、一方で、それだけでいいのかなという思いもするんですよ、一方で。

それだけでいいのかなということは、そういうことをやられて一定のことは解決されるんですよ。それはすべてのイニシアチブは町にも持てるもんですから、訴訟となると町にイニシアチブはない、フィフティ・フィフティの立場ですから、ジャッジは裁判所ですから、私はそういうことに思いをいたすときにね、私はいかがなもんだらうかなと私は思います。

ただ、私はね、あなたが就任して以来、議会の状況を、私もやっぱり34年も議員やってると空気読めますから、そんなにKY男でないつもりでありますんでね、空気を読めますから。

仮に私が反対討論しよう何しよう、従来もずっと議案は否決になったこと1度もないね。同数が副町長が選任同意で議長さんが

可決して、すべてあなたが出す提案になるんですよね。私はね、やっぱり我々議会としても、本当のやっぱり持つべきものをきちっと見定めなきゃならんなと思ってるんですよね。

そしたら、結果的に特定の人方がね、言葉、表現は適切でないんですけど、寄ってたかってという感じでね、一方でそれじゃあその人の財産権利はどうなんだろうかなと、公が優先されるのかなと、いろんなものは、法規範上のことはきょう省略します。

長くなりますので省略しますが、ただ、私はこの際申し上げておくのは、ある国の総理大臣が言ったところで、あのときは反対だったけど最終的に賛成したとか、夕べのある元総理の発言も含めて、やっぱり我々は公人としてこの場で明確に言うべきところは、まあ今、補正予算もこれから入るんですけど、補正予算でも申し上げさせていただきますけどね、やっぱり言うべきところはきちっと言って、結論は結論で、空気を読んで私は政治判断します。政治判断しますが、しかし、やっぱり一つの心理を忘れてはいけないなと思ってるんですよね。

それと同時に、この際申し上げておきますけども、今これ訴を提起して今の行政執行に遅滞はないんですか、遅滞なく執行できるという判断に立ってるんでしょうね。

訴訟を提起する、裁判所の判断が出る、裁判制度って、1審だけで終わりでしたでしょうか。終わりなのかな。被告側が相手方が不服だったら上訴できる、そんな制度ないんですか、我が国には。

私はね、やっぱりもろもろのことを政治判断、法規範判断、それから物理的に技術判断、総合的に私はやるべきだと思うんですよ。私が相手方の立場だったら、私はそれやりますからね、わかりましたと、どうぞというので。

ただ、今、公人としてこの際はっきり申し上げておくことは、この席に、議事録もきちっと載りますんで申し上げておきますけど

も、まずこの訴を提起して、行政計画どおりこの事業は執行できるという判断のもとに提案されたんですねということだけ確認して、そしてこれが行政執行上はベストだと、このように思って提案したんでしょうねということを確認して、3回目の質疑ですので終わりたいと思います。いかがですか。

議長（吉田敏男君） 建設課参事、答弁。
建設課参事（松永 恒君） お答えいたします。

訴訟を起こしての事業スケジュール等についてでありますけれども、訴訟を起こしたからといって、必ずしも1審で終わるとは思っておりません。ただし、訴訟と行政執行とは別なものでございます。

したがいまして、訴訟を提起する中で相手方とのやりとり、こういったものを酌み取りながら、場合によっては訴訟を取り下げることも視野に入れております。

なお、この方のみ基礎をプレゼントしてもよろしいのではないかというような御意見もあったかと思っておりますけれども、今後、北区の事業を進めていく中で、では、住民の方から、じゃあ私のところもそれだけの120センチを満たす基礎がないので、ぜひ基礎をつくって施行者みずからやってくださいよと言われたときを想定いたしますと、多大な影響があるものと考えております。

したがいまして、特定の者に対する利益供与的な考え方は持っておりません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 重複するかもしれませんが、まず、スケジュール的な関係につきましては、行政報告でも申し上げたとおり、今回の訴えにつきましては、平成21年の7月末日までに明け渡しを求めるといふ訴えでございますから、その点、裁判所の方でどう判断をしていただけるか、また、場合によっては控訴ということもあるということもこれは否定できないわけでありまして、この21年の7月末日という期日をした

というのは、これは適当に決めたわけじゃございませんで、これも開発において着々と進めております拡幅工事に支障がないというような期限というようなことでもそんな判断もあって、十分打ち合わせをさせていただいた上で、7月末日までだなということで判断をさせていただいたところでございます。

先ほど参事からお答えしたとおり、その審理の状況等々も含めて、あるいは一番願わくば、本当に裁判官の方から例えば和解のそういう勧告ですとか、そういうことがあってそこでうまく話し合いというようなテーブルということになるというのが一番望んでいるところでありましてけれども、いずれにしましても、その状況を見なかせら、当然この工事に支障のないということでもございますから、それは状況に応じて、場合によっては取り下げなうということだって当然あり得る、一つの方法としてはあり得るのかなというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、今回の訴訟につきましては、工事にも支障がないような形で進めたいということもありまして、繰り返しになりますけれども、21年の7月までに明け渡しを求める訴えの提起をしたいということでございますので、何とぞ御理解をいただきたいなということをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この国道の歩道を拡幅するという事業については、工事始まる前から一貫して反対をしてきたわけですが、これについては本当に足寄町のためには決してならない。

本当に空き地がたくさんできてしまって、歩道拡幅はしているけれども、それがどこ変わったんだろうと。車道を広げれば、あ、広がったねというイメージもわくけれども、一般の町民の人には一体どこが変わったんだろうって、余りそれほど特に便利になったという感じもしないと。

子供たちは、フォーラムがなくなってしまってとても困っていると、今度ファンタジーに行っているってね、子供たちに聞けば、みんなファンタジーのおじさんの見方によって、そういう声が出てくるくらい、一般の人たちにとっては何をやってるんだ。

そして、この建物等収去土地明渡請求、これだれかの土地に無断でそこにいるというんならともかく、その人の土地でしょう。そして今まで払った固定資産税返してくれというそういうような問題も起きてくるんじゃないかと。人の土地明け渡しなんて、そんなことにならないんじゃないかなと。

私は、賛成する人が多いからといって、人の財産に手をつけてはいけないと、そう考えているので、この訴えの提起については反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私、先ほど質疑の中でこの訴には非常に疑念を持っていることを申し上げて、内容等についても申し上げました。

やはりこういう種のものは、本当に慎重かつ適切に時間をかけて、ぶれることなくさ、ぶれることなくね、そしてなおかつやっぱり

もう対話ですよ。オバマ大統領があれだけ大勝するという事は、そういう一つのアメリカの機運もありましたでしょうけど、それが一つの底辺かなと思ってます。

それと同時に、今の9番議員が申し上げた区画整理事業等について、いろんな見識を示す9番議員さんのおっしゃるようなこともありましようけど、しかし、これは安久津町政下に入って始まったことじゃなくて、ずっと一定の長期計画で進めてきて、一定の具現化をされて今進めてる状況ですよ。

おしなべて、やっぱり先ほども指摘あったように、もう本当に過疎振興、過疎振興たって、発展する振興でなくて過疎が進行していく事業でないかとまで言われたり、それは大口土地所有者の絡みもあってね、そういう一つの特事情もあることもこれも否めない事実なんですよ。

もう一つは、やっぱり今の直接施行ということについて、ずっと私も、過日の委員会で非公式にそのことについて担当者が出席して説明をされまして、私は正直驚いていたんです。当初、私が責任ある立場にいたころは、そういう形で進めている経過で認識がなかったわけですから、もう少し法規範もこれね、訴に判決を受けるなんて、訴を提起して96条議決なんていうことじゃなくてね、もう少し違った方法があって、しかるべき一定の限られた法規範の中で、粛々と理解を得ながら進めていくのがプランニングかなと。

だからずっと歴史をひもといても、なぜ今のエジプトのあのいろいろの遺産があるのかしたら、今の現代社会ではなかなか難しいですよ。どっかの嘉田さんだかという知事さんもね、栗東町に相当の額をね、新幹線の駅をもたないってやめましたね。しかし、県民の予算としてはまたそれらのものを支出してますね、容認しましたね。

あその栗東町だって、先へ向けてあの土地開発事業が8~90億ぐらい含み損が出るんでないでしょうか、それによって。それをどうしていくのか、それからそれは次の課

題でしょうね。

私は、やっぱり長期的にプランニングをするときに、非常にやはり今の目先ではなくて、先へ向けてどういくかということも非常に肝要かと思うんですよ。私はでき得れば、こういう訴に提起することではなく、粛々とやはり一定のプランニングでやっぱりいっていただきたいもんだったなと。

突如として訴を提起するという事を聞いて私はびっくりしているんですけど、しかしながら、昨日の元総理じゃないですけどね、やっぱり言うべきところはきちっと言わないと、ただみんなと一緒にあって賛成だつてね、そんなことでは私はやっぱり公人として不本意なもんですから、この際その辺も張りつけて、今後の執行も7月末までにきちっとやると、開発と協議の中で、けど控訴については相手方らのことわかりませんよね、私、いろんなリスクをはらんでると思うんですよ。

だから訴訟展開中に、例えば補正予算がこれから出す継続の逐次繰越だったら予算をちょせれませんがね、要するに繰越明許だったら予算、議会で何ぼでもちょせるんですよ。そういうことで同じように訴訟を提起したからって、和解でもいろんな協議がある、それは事実ですけど、努めてやっぱりそういう方向の中で何が一番ベストなのかなと。

だから参事答弁のように、一部の者に特定な公金を投入してやるということが他に出た場合それも処置しなきゃならん、これは公平の原則に欠けるということなんですよ、公金の使い方として。それもわかるんですよ。だけどすべてそれでいいのか、角をためて牛を殺すようなことにならないのかと。

最終的に計算したら公金の支出が多かったということにね、ということは訴訟にかかわる費用、弁護士費用、それから職員の人件費、今までの経過もまた、先ほども休憩中に申しあげましたけど、明確にちょっと資料出していただくかなと思ってますけど、私

は、それだけやっぱり慎重かつ適切にやっぱりやっていたらいいなと。

ただ、この議案に96条議決に8番議員が賛成するといっても、無条件に賛成するんじゃないんだと。ただ、私はやっぱり先ほど申し上げましたようにね、一定のプロセスの中で携わってきた人間なものですから、この期に及んでね、まさかこういうことになるのは私は予測しておりませんが、事業そのものについては、私はやっぱりいろんな御批判があることを懸念払拭しながら、一つ一つ埋めながらやっぱり進めていくべきだなと。

だから9番議員だって、あのアクセス道路、いやあ非常にいいことだって前議会でおっしゃってましたでしょう、おっしゃってましたよね。あれは区画整理事業費に伴う事業の道路事業ですよ、農協の横の南2条通、私はやっぱりそういうもんだと思うんですよ。

坊主が憎けりゃ袈裟まで憎いなんていうこと事態がね、我々公人としてとるべき態度でなくて、やっぱりその時点その時点にスポットを当てながら、やっぱり慎重に、かつ適切に、そして我々もジャッジ、判断しなきゃなりません、理事者はもう少しやっぱり議会とのコミュニケーション図りながらね、この問題は今補正予算提案されるときにまたちょっと議論させていただきまして、この程度にとどめておきます。

いずれにいたしても、不本意ながら、この訴訟はやむを得ないのかなという賛旨を述べざるを得ないと。しかしながら、さりとして前段いろいろとるる申し上げるように、相手が住民ということ常を常に念頭に置きながら一定の対話をどんどんしていただきたい。

その場合は対話できるんですよ。自宅はなかなか入れていただけなかったら住居不法侵入になりますけど、訴訟の場というのは公に対等で話できる場所ですからね、公の施設でもありますし、以上申し上げて、賛成討論の論旨といたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第1号訴えの提起について（建物等収去土地明渡請求）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第1号訴えの提起について（建物等収去土地明渡請求）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第2号

議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第2号足寄町新規就農者技術習得施設の設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長鈴木泉君。

経済課長（鈴木 泉君） ただいま議題となりました議案第2号足寄町新規就農者技術習得施設の設置及び管理条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例制定は、本町の新規就農者の技術習得施設として平成21年4月開設予定の、足寄町新規就農研修センターの設置及び管理について必要な事項を条例に定めるものであります。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、目的であります。足寄町新規就農者技術習得施設（以下「新規就農研修センター」という。）を設置し、適正な管理を行うため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条は、設置であります。

第1項では、新規就農志向者、新規就農志向候補者及び将来就農を目指す学生・生徒の就農に係る技術の習得研修を促進するため、新規就農研修センターを設置するとしております。

第2項では、名称及び位置として、名称を足寄町新規就農研修センター、位置は足寄町芽登本町15番地1であります。

第3条は、使用者の範囲であります。1号から3号までは、町内農家において足寄町新規就農者等誘致促進条例に基づき研修している者、新規就農を目的として研修している者、農業体験を行う学生・生徒としており、4号では、町内農業者、5号では、前各号に掲げる者のほか町長が適当と認める者としております。

第4条は、使用の許可として、使用者は、町長の許可を受けなければならないとしており、許可する場合には、必要な条件を付することができるとしております。

第5条は、使用の制限として、使用を許可しないものとして、公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき、その他管理上支障があると認めるときとしております。

第6条では、使用の停止として、条例または規則等使用許可の条件に違反したとき、使用の停止または許可の取り消しとしております。

第7条では、使用料として、足寄町公の施設条例の適用と、居室については規則で定める額とし、特別な理由があるときは、使用料を減免することができるとしております。

第8条では、使用者の義務として、使用者の権利の譲り渡し、転貸の禁止及び使用場所の原状回復、物件破損等にかかわる賠償責任について、使用者の義務とするものであります。

第9条では、管理及び運営の規定として、第1項では、新規就農研修センターの円滑な運営及び運営上必要があると認めるときは、指定管理者に管理を行わせることができると

しており、第2項以下は、指定管理者の行う業務等の規定であります。

第10条は、委任であり、この条例に定めるもののほか、新規就農研修センターの管理に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 今、経営的な要因から離農する人もかなり多くなっている現実がありますし、そういったことのみならず、高齢化による離農というのが近々の問題点として浮上しておりますし、今後このことが増大していくであろうというふうにとらえております。

そういった中で、こうした新規就農者の誘致を進めるこの一環としての研修施設ができるということは、大変ありがたいというか、いいことだなと、こんなふうにも思っておりますが、ぜひともこの研修施設がフル活用されることを願っておるわけでありましてけれども、今現時点でこういった希望される方々がおられるのかどうか、どの程度の範囲でとらえられておるのか、お聞きしたいと思いますし、もう1点は、3条の4項、町内農業者とあります、使用者の範囲。

恐らく多分、規則なり規定なりで細分化、区分化してされていくだろうというふうにも思いますけれども、この町内農業者という範囲というものをどのようにとらえていいのかお聞きしたいと思いますし、もう1点は、今、下愛冠にあります研修施設、この施設は今まで同様に活用されるというふうにも認識してよろしいのかどうか、この3点について伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 1 番について答弁いたします。現在のところ、3 名を予定しております。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 残りの 2 点につきまして、私の方からお答えをしたいというふうに思います。

まず、3 条に規定しております町内農業者ということでございますけれども、これはホールのなところがございますので、ここでいろんな勉強会をするということも想定しておりますから、そのことを含めて町内農業者ということで、これは実際にそこで入居をして生活をさせるのかというのは、現時点ではそのことは想定はしておりません。

ただ、将来に向かって例えば研修する予定者がちょっとめどが立たないだとか、そういう場面が出た場合については、これは 5 号のところ、そのほか町長が適当と認めるものというところに規定しておりますけれども、そこは余りちょっと現時点では想定はしておりませんが、4 条でうたっている分につきましては、あの研修施設の中でいろんな勉強会等々を頻りにやるというようなことを想定して、このことを 1 項加えたということでございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、下愛冠の施設でありますけれども、これは継続して使うと。ただ、ここは詳細なところでいけば、非常に微妙なところ出てくるかもしれませんが、この新しくできている施設については、もう明確に新規就農を目指して研修に入る者、これを最優先。

それから、今現在、酪農学園大学と、イン

ターンシップということで実際に酪農体験ということで学生さんが入ってくるわけでありましてけれども、これも空き状況によってはそのことも想定をしているというようなことで、この二つが主な、実際にあそこで生活をしていただくという分では、この 2 点について主な目的として集中的に入居をさせていくというふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、下愛冠については、これは農協さんの方に指定管理者で委託をしておりますけれども、これはいろんな意味で、単独で女性の方が農業の実習に来るだとかということが主目的になるのかなと、こんなふうに思っておりますので、下愛冠の施設についても引き続き利用をしていくということと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 2 号足寄町新規就農者技術習得施設の設置及び管理条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号足寄町新規就農者技術習得施設の設置及び管理条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議案第 3 号

議長（吉田敏男君） 日程第 6 議案第 3 号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長鈴木泉君。

経済課長（鈴木 泉君） ただいま議題となりました議案第3号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、近年の農業従事者の高齢化や農業後継者の減少により離農する農家戸数は増加してきており、それに伴い遊休農地の発生や優良農地の耕作放棄地化が懸念されるなど、新たな農業担い手が必要な状況になっております。

平成17年度に足寄町新規就農者等誘致促進条例を改正した際に、新規就農者には中山間地域等直接支払制度の規模拡大加算が交付されることから、経営自立に係る支援策を廃止しましたが、現在、北海道の財政逼迫を理由に削減され、規模拡大加算が交付されていない状況となっております。

道内各市町村で新規就農者支援策を実施している中で、足寄町の支援策は道内状況と比較しても高水準ではなく、足寄町内で農業実習後、他町村での就農をしている事例も見受けております。

また近隣町村、本別、陸別に比べても支援水準が低いことから、今回条例を改正し、営農実習奨励金、農業経営開始奨励金の交付額を引き上げ同等以上の水準にすることとあわせて、新規就農者技術習得施設の設置によりまして新規就農者の確保を図り、足寄町の農業の振興と農業農村地域の活性化を図ってまいります。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例

足寄町新規就農者等誘致促進条例（平成10年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1 営農実習奨励金の項基準額の欄中「10万円」を「15万円」に改め、同表農

業経営開始奨励金の項基準額の欄中「120万円」を「200万円」に改める。

次に、附則でありますけれども、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、次の6ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 先ほども申し上げましたが、やはりこういった時代、これからの見た場合、足寄町農業のためにも、やはり新規就農者の誘致が促進されることがベターだなと、こんなふうに思っておりますが、今回、他町村並みの支援金の引き上げが図られた、大変ありがたい、新規就農される方にとってはありがたいことだろうと思っております。

既に、足寄町でも何戸かの就農者が元気で頑張っておられることは現実でございますし、私は、こういった資金の援助、資金援助というのも大変ありがたいことだろうというふうに思っておりますし、欠かせないことだなと、こう思ってます。

しかし、それ以上に大事なのは、やはり営農指導ではないのかな。このことが今実際にどういう形でなされてるのか、行政のみならずこれは農協、あるいは指導所等々との関連の中で、こういった新規就農してくれた人たちの営農についての指導体制がとられているのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

具体的なことについて、私も現時点では

ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、おかげさまでこの間、新規就農者が入っていただいています。

中心的には、私どもが囑託職員で抱えております職員をまずは随時現場回りをさせていただいている、それから農協の方とも連携をとらせていただいて、畜産担当の方とも情報交換をさせていただいてるというようなことになっております。

ただ、そここのところの連携がじゃあ十分にでき切れてるのかということになりますと、私は、まだまだ足りない部分もあるのかなというそんな思いも、こんな言い方をすると失礼になるかもしれませんが、そんな思いもございまして、過日開催をされました農業関係団体の皆さん方が一堂に会してちょっと懇談の場もございましたから、そのときにも、先ほど議決いただきました新規就農者の研修施設もできるということもあって、まさしく議員御指摘といたしますか、お話がございませうように、これからの足寄の農業の後継者、担い手を確保をどうしていくのかということも大変大きな大事な事柄でありますから、さらに一層行政と農協の連携、もっと言えば担当者間の連携を深めてしっかりやっっていこうというようなことも問題提起をさせていただきましたし、全くそのとおりだということでの返答もいただいておりますから、また引き続き連携を十分とっていききたいなというふうに思っています。

それから、もう一言つけ加えさせていただきますと、足寄町に新規就農を希望して実際に新規就農をされている方につきましては、この間は あ、失礼しました。先ほど議決していただきましたと言いましたけれども、先ほど付託ということでございますけれども、そういう新たな施設も設置をするということでございます。訂正をさせていただきます。

それから、この間の新規就農者は、やはり放牧酪農を経営形態に取り入れてという方がいらっしゃるわけでありまして、実は

この放牧酪農の関係につきまして、先駆者たちが定期的に勉強会を開催をし、新規就農者の方々にも案内をし、一緒になって勉強をしているという状況になってございますから、そういう意味も含めて、この営農指導の分については当然行政、あるいは農業団体、さらにはそういった周りの仲間たち含めてそういう体制構築はできてるのかなと、こんなふうにも思っております。

私も昨年、まだ半分しか回っておりませんが、新規就農されてる方の現場にもお伺いしてまして、残りはちょっと螺湾方面はまだ残ってますから、引き続きまた私自身も行きたいというふうに思っております。

経営の状況も、私は情報として担当の方から情報ももらってますけれども、今のところ堅実な営農状況になっているということでお聞きしてまして、さらにまた頑張ってもらいたいなと、こんなふうにも思っております。

引き続き営農指導の点、大事なことでありますから、連携をとらせていただいて、しっかりに対応していきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第3号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第4号

議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第4号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました議案第4号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例

足寄町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表租税特別措置法に係る優良住宅認定申請手数料事項の欄中「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二」に改め、「第63条第3項第6号、第7号ロ」の次に「第68条の6第3項第6号、第7号ロ」を加えるものでございます。

別表租税特別措置法に係る優良宅地造成認定申請手数料第1項中「又は第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ又は第68条の6第3項第7号イ」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、8ページに改正前、改正後の新旧対照表を添付してございますので、参照願いたいと思います。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これ新旧対照表を見ても、金額が変わってなくて、ただ何条とかの数字が変わってるだけなんですけど、要するに具体的に何が変わるんですか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

租税特別措置法に係る優良住宅の認定、あるいは優良宅地の認定というのは、従来からございまして、ただ、面積基準がありまして、1,000平米以上については北海道で認定をする、1,000平米以下については足寄町が認定をするということになってました。

今回、北海道の方から権限移譲がありまして、それで北海道が従来認定をしていた部分が町村に移管されるということで、条項がふえたということで、概略は以上でございます。

中に、細かく言えば連結法人による申請認可が追加になったとか、そういうこともございますけれども、従来もともとあった制度、条例でありまして、ただ、一般的に、この間私もそういった立場にあったんですが、この申請認定行為を受けた物件というのは基本的にはありません。

大きな宅地造成が伴って帯広近郊、都市近郊ではあるかと思っておりますけれども、ああいった大きな団地を造成をして譲渡をするときの優遇措置でございますので、そういうことで御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第4号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第5号

議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第5号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第5号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,322万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,576万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

13ページをお開きください。総務費、総務管理費、企画振興費、公有財産購入費におきまして、大規模林道事業に伴う土地購入費といたしまして700万円を計上いたしました。負担金補助及び交付金におきまして、緑資源幹線林道置戸阿寒線受益者組合補助金といたしまして303万3,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費、環境衛生費、工事請負費におきまして、火葬場建設工事といたしまして1億

3,318万2,000円、火葬場外構等工事といたしまして2,862万3,000円、火葬場解体工事といたしまして205万8,000円をそれぞれ計上いたしました。備品購入費におきまして、初度備品といたしまして440万円を計上いたしました。

商工費、商工振興費、貸付金におきまして、中小企業特別融資貸付金4,000万円を計上いたしました。

教育費、小学校費、学校管理費、委託料におきまして、小学校校舎耐震2次診断業務といたしまして1,490万円を計上いたしました。

歳出を終わり、歳入の説明を申し上げます。

12ページにお戻りください。国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、小学校費国庫補助金におきまして、地域活性化緊急安全実現総合対策交付金といたしまして1,102万8,000円を計上いたしました。

繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして690万5,000円、公共施設建設等基金繰入金といたしまして1億6,828万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

諸収入、貸付金元利収入、中小企業等融資金貸付金元利収入といたしまして4,000万円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。雑入におきまして、大規模林道事業交付金といたしまして700万円を計上いたしました。

以上で、歳入を終わらせていただきます。

10ページにお戻りください。第2表繰越明許費補正、追加2件をお願いしてございます。

第3表債務負担行為補正でございますが、追加26件、廃止1件をお願いしてございます。

以上で、議案第5号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

9ページをお開きください。これから、議案第5号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件の質疑を行います。

13ページをお開きください。歳出から始めます。目で進めます。企画振興費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 環境衛生費。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 環境衛生費の15節予算についてお尋ねをいたします。細節の14の火葬場建設工事、この内容をたしか以前開陳されたように記憶してるんだけど、現時点で頭の中にインプットされておりませんので、どのような執行をされるのか、入札執行されるのかね。

1億3,000万強、工事請負しておりますね。細節の分の11の分の建設工事の分の1億3,000万強。これ例えば、過般の議会の中でも公営住宅の関連で私は申し上げた経過がございますね。そういう一つの手法でくれば、皆さんがそれぞれにお仕事（不明）基本のいまだ工事の終わってない業者は参画させないで広くとるのか、いろんな方法ありますよね。私は全くわかりませんが、方法として。

それから、特にこの火葬場には特殊の装置がありますよね。私もいずれ近いうちにお世話になる予定でいるんですけどね、それが相当額を占めると思うんですね。そうすると分離ということになるとね、従来の分離ということになると、それはそれで単独で、陸別さんの状況も私なりに承知はしてるんですけどね、承知はしてるんですけども、それをどのようにして執行されるのか、私ちょっと皆目見当がつかないんですね。

現段階で、公営住宅もどんな形で執行されたのかどうか、全く私は承知しておりませんね。これは過般の議会で私指摘申したように、議会が全く関与できない状況、予算議決したら、あと全然もう何一つわからん状況で

すね。余りわかっているのも執行権の侵害にもなりますしね、皆さんが情報提供をして所管委員会の中で一定の状況で知らしめる分については、私は、あるいは所管事務調査を付託とってやるとか、それ以外は全く議員としては知る手だてがないんですね。

特に予算計上のこの時点で1億3,000万強なわけですから、どんな方法を考えて予算提案をされて今いらっしゃるのか、まずこの辺ちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

21ページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、予算説明資料がございます。その中ほどに火葬場建設工事の概要を記載をさせていただいておりますけれども、入札方法の関係でございますけれども、ここに記載のとおり、建築主体、電気設備、機械設備、火葬炉設備、この四つに分離をして入札は行いたいということで考えております。

議員御指摘の火葬炉につきましては、火葬炉というのは、全国的にも何社がございまして、その火葬炉の選択いかんによっては、建物の構造が変わるということで、これはもう20年度中に、今、資料持ってきてませんが、私の記憶では4社の火葬炉を取り扱ってる会社から見積もりをとって、さらには工期ですとか金額、それから納期の問題等々を一定の整理をかけて、内部に選考委員会をつくって、1社に決めております。

それに基づいて建築の設計、実施設計が行われて、結果として火葬炉の部分は2階建ての工法をとっているところであります。

ですから、この部分については陸別も同様でありますけれども、火葬炉については随意契約という形になります。残り建築、電気、機械の三つについては競争入札を考えているところであります。

議員の方から公営住宅の入札のこともお話

がありましたけれども、公営住宅は、今まだ入札執行しておりません。

ただ、12月の議会だったと思いますけれども、議員から御指摘のとおり、競争原理が働いていないのではないかといったことから、工事議決の問題等々も御指摘をいただきまして、あそこであったのは鉄道橋梁解体、鉄道の橋梁解体が8,000万円ぐらいの予算で一発計上してありましたので、その分についてはもう既に入札が終わってますけれども、その入札に当たっては、今回初めてやったんですが、時間差で別々、1件1件の入札で執行しております。

だから、そういったことで公営住宅についても、そういったことで同時入札でなくて時間差で入札は執行したいなということで、今、検討しているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（吉田敏男君） 昼食のため、1時まで暫時休憩をいたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

質疑から始めます。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 先ほど午前中に質疑をさせていただいております火葬場の建設工事請負費の関係なんですけど、先ほど答弁の中に、まず一つには、ただいま補正予算案の一番末尾にとじてあるこれも一応目を通したら、金額は定かではございませんが、トータル的には数字が示されており、どの程度の金額になるのかは承知しておりませんが、ただ一つ言えることは、公共事業そのものに対して、競争原理を持たせるために段階的に、今の鉄道、銀河線の処理も含めて、そういう段階的に発注をしてるというお話ししておりますが、午前中もちょっと触れさせていただいたんですが、ただ、やっぱり建築工

事に関して、同じような規模の事業執行の場合、そのランクに位置する業者が複数業者ありましてね、それで段階的の先の段階で落札された業者は、次の工事執行の入札執行に当たって、指名競争入札の場合指名をしないのかどうかね、そういう形の中の配慮をしながら皆さんで仲良くお仕事をさせていただくと、こういうことをお考えになってるのかどうかね、その辺がちょっと見えてこないんですね。

公営住宅はまだ未発注ということでもあり、我々やっぱり議会としても、一つ一つやはり予算を議決したものがどのように執行されてるのかなということは、常に私どもはチェック機能の一員として基本的な責務なんですよね。そういう意味ではどうなのか。

それからもう1点、何せ予算委員会の特別委員会でないもんですから、本会議、会議規則3回の原則があるもんですから、複数お尋ねをしないとなりませんので、御承知おきをいただいて答弁をお願いしたいと思います。

次にお尋ねしますのは、その公共事業が地場の雇用創出をどの程度なし得てるのか、その辺は発注者として検証されてるのかどうか。

特殊工事的なものもありますけどね、その辺はどうなってるのか、そこまできちっとチェック機能を働かせているのか、発注者としてね。地場の雇用のためにこの事業によって創出になってると、通常ない事業が、たまたまこの事業によって雇用がこのように確保されてると、この辺の認識はどうなのか。

次に、火葬場の建設総体の事業費はあるんだけど、先ほど火葬炉の設備の関係で、副町長答弁で随意契約という意外な答弁がされたわけですけどね、これよその町はどうやってるか私は承知しておりませんが、その場合、234条に基づいてあなた方は契約の締結権の権能は持ち得てますが、しかし、随意契約ということになりますれば、これは234条の規定の中で、法規範の中では施行令167条の2で縛りがありますよね。

数字が私よくわかりませんから明言をできませんが、恐らく施行令の別表にある表なんていうのは、全然問題外の話だと思ってます、そういう意味ではね。

これ地方自治法改正になって、私が議員になったこと今では、相当昔の3、4年前のやつをみんな頭に入れてるもんですから、最近ひもとして、法律改正になったのを頭の中で回転し直してるんですよ、改正なって数字が動いてるもんですから。

例えば工事計数だって、私が議員になって3,000万ですから、今施行令で特別な定めで5,000万になりましたね、これを上回ることではできるけど下回ることではできないんですよ、法律上、条例制定の際に。

これはそれに地方自治法に準拠して3,000万から、地方自治法改正になって5,000万にして現在5,000万ね、このように議会が議決をゆだねる分とゆだねない分、事案の問題もありまして、きょうの議案の訴えの分ももちろんこれ議会の議決事項、当該議会は、交通事故の関係については一定の額をして委任しておりますけどね、専決許可して、基本的には96条の議決なわけですから、そういう意味合いからいくと、今の言う随意契約というのは、相当な額だというふうに私は認識するもんですから、これはやはり重い執行だなと。私が今申し上げてる法的根拠を示して、ちょっと御答弁をしていただきたいなと。

その場合、先ほどの話ですと、何か1社に絞って、もう1社があるとかないとかというような答弁されてますけど、随意契約するのに、そういう技術的なものを含めてそういうレベルの話かなという思いもしてるんですよ。

私の記憶が正しければ、相当年数前ですけどね、どこの町か忘れたけど、全然火葬場を連想させない要するに火葬場なんですわ、コミュニティもこういう、コミュニティセンターも併設されて、全く煙の出ない、20年ぐらい前でしょうかね、だからいろんなこと

がやっぱり日進月歩の中で研究されて執行されてるんだなということは認識はあるんですよ。そのことと今の副町長の午前中の答弁の随意契約とどのようにあるのかね、そういう時代の中で。

例えば、今のリサイクルセンター、銀河のリサイクルセンター、あの場合も軽震点数で1,000点以上ぐらいでずっと整理した経過あるんですよ。おれ議会で相当やったんですよ、組合議会で。やってそこに拝聴してた議員はだれかいるかな、副議長がいらっしゃるかどうかな、当時の担当課長が本別町さんから来てた技術屋さんでしたけどね。

あのころは銀河センター、クリーンセンター、議会も視察に行っただけで、行った先に業界の方が待ってたりね、セッティングして、もう事務方がやってるんでしょう。銀座の9丁目のアーバンホテル、三井アーバンに泊まったんですがね、私は当然そんなの対象外でしたけど、ちゃんとお迎えに来たりね、コンサルの方が。今の中田市長さんの横浜市の海岸ぶちのあそこ燃やすところですわね、あれも視察したりいろいろ見ました。

私は、やっぱりこの種のものはやっぱり専門的な要素があるもんですから、そんな1社とか2社とかって、そんなレベルじゃないだろうと思うんですよ。1社だったら、副町長さんは陸別のお兄様の町長さんに聞いて、おお、陸別こうかというふうなもんでしょう。私はそういうもんでないんでないかなと思うんですよ。

そのものがよければそれで結構なんですよ。我々がそれを全然精査できない、僕自身は全然精査でき得てないんですよ。ただ、今、法規範上の問題とこれから執行しようという問題、今これまさしく予算をしようとしている状況なわけですから、ただ残念なのは、文教委員会の所管事務調査、両側文教委員さんなんですけどね、ちょっと私も失念してるんですけど、それを精査すべきだったんですけど、ちょっと精査してないんですがね、この辺をどういうふうに取り組むのかね、これ

は重要事項だなと見てるんですよ。

だから、それが現時点において、恐らくこれは今回は補正予算なもんですから、補正予算なもんですから、あれから相当の、それ相当の時間はあるんですね、本日まで。だからしかるべき成果が示されるべきだと私は思うんですよ、そのために。

だから、特定な一定の技術的なものを踏まえ、すべてを踏まえて指名競争入札の場合はそれはあるんですけど、随意契約となればまた全然もう話は別です。すべてあなた方の手にゆだねられちゃう。最初からもうあれだもの、サッカーの試合だったら、もう網の中へボール置いてあるようなもんだ。それだけに我々は、やっぱりチェックする議会としても、きちっとやっぱりこの際精査しておかないと、精査する機会が失うと。

そして、一定の契約締結を234条で締結権を持つあなた方は締結しましたら、議会は予算をもう議決してしまうし、第三者にする対抗要件全くないわけですから、そういうことは明々白々なわけですからさ、その辺いかがでしょうか。

まだこれ今予算のこの分だけです。まだ歳出の総括もあるし歳入、全体の総括もありますから、答弁漏れ、まだ2回ですけど、その辺について答弁してみてください。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 御質問にお答えをさせていただきます。

まず、公営住宅の入札に関しての質問だったと思いますけれども、同一敷地内に同一物件を建てると、それを3棟建てる、そういった場合に、一発入札ではなくて、それぞれ時間を置いて入札を実施するといったことで、前段お答えをしたのが趣旨でありますけれども、その場合、一つとったときに、最初の工事をとったときに次には業者を外すのかといった御質問かと思えます。

前段入札をした橋の解体もそうでありますけれども、とった業者を外すということはありません。ですから前段に指名委員会を

開催をして、この工事に対してどれどれの業者と決めた部分は、そのままそこで業者をかえての入札は行っておりません。

次に、地場産品のチェックのことだというふうに思いますけれども、建築工事、土木工事もそうでありますけれども、基本的に仕様書というのがあります。そしてその仕様書の中には、補助工事の場合は、基本的には文言決まっていますけれども、北海道内産の材料を使いなさいといったことがまずベースになっております。

その部分のチェックについては、当然担当現場サイドでもやっているわけで、恐らく議員さん御質問は、さらに踏み込んで、例えば公住であればカラムツを使ってるだろうと、そしてその場合、地元産材を使うというのが前提でということで従来から私どもも申し上げてますから、そういったことが厳密にチェックがされてるのかということでございますけれども、この間、私が聞いているのは、学校、庁舎等々の大型物件についてのラミナー材が足寄町から出荷をされたかどうかまでの出荷証明等々はもらっていると。

ただ、公営住宅、住宅になりますと、今は大工さんが切り込むというようなことじゃなくて、機械が機械的に切り込んだプラモデルみたいになるんですけれども、プレカット工法というのを採用しておりますので、そういった部分が、最終末端のプレカット工場まで行ったときに、その資材がすべて足寄町産のカラムツ材かどうかという部分については、なかなか追跡調査ができないという部分で、書類上の材料はどこから、カラムツの産地の産地証明はもらっているということで、そこまでの確認に終わっているのが実態であります。

ただ、それで前回もそういった御指摘もありましたので、今度発注する公営住宅のその発注仕様書の中に、道産材の1項目つけ加えまして、足寄産材を使用するというようなことで特別に明記をしたいということでございます。

ただ、足寄産材、足寄の地場産材といいますが、ラミナーに製材加工をして集成材工場に行くとどこまで限定をするのか、それが原木であっても足寄町からの出荷がされればいいのかと、この辺はまだ具体的にどうするのかというのは、今、担当の方とも協議をしてるんですけども、今の製材・製造業大変厳しい状況でありますから、1点だけ担当としても困ってるのは、工期というのがあって、納期が遅くなると、その集成材に加工し、さらにプレカット工場に搬入をして（不明）の加工をするということですので、要するに材を切ってからでは到底間に合わない。

年度内完成というのはなかなか難しいという部分があって、ですから従来から既に足寄から出荷した材が確保されていて、それに基づいて最終的に製品として仕上がってくるといった部分も、そういったことが一番ベストでありますけれども、その辺の追跡調査の部分についてはかなり難しい部分があって、今、御指摘のあった分については、なお今後、発注はまだありますから、こういったことで仕様書に明記をするかということは、なお検討させていただきたいというふうに思っています。

続いて、工事議決の関係でありますけれども、議員おっしゃられたように5,000万円になっています。それで火葬場の午前中に申しあげましたように四つに分離して発注した場合に、5,000万の議決行為が必要になるのは、建築主体工事になるというふうに思っています。

火葬炉については、多分4,000万台だったと思いますけれども、5,000万にはなりません。ですから議決行為であります。

随契の問題でありますけれども、火葬炉というのは、それぞれメーカーがございまして、前段にメーカーを決めなければ、火葬場の図面、実施設計ができないと。

というのは、火葬炉というのもそれぞれの

オリジナルがございまして、今の火葬炉というのは、基本的には煙突というのはございませぬ。2次燃焼とって、煙をもう一度燃焼させて、屋外にそういった煙ですとか臭気だとかを出さないような2次処理をするシステムにどの火葬場もなっております。その辺の工法がメーカーによってすべて違っております。

それで、そういったことで前段にその機種を選定をしなければできないといったことで、私どもも、結果として2社ではございませぬで4社だと思っておりますけれども、4社から見積もりをもらったり、いろいろなノウハウを明記をした文書によるプレゼン等を行って、最終的に価格も含めてですけれども1社に限定をしたといったことで、一番最初の作業としてそのことをやっております。

結果として、私どもの火葬場に採用したメーカーというのは、そういった火葬炉の上に2次処理の、2階建てになりますけれども、2次処理のそういった機械、装置といえますか、が乗るようなことで、建物も2階になってると。

ただ、従前であれば、一発入札行為の中で、どの機種を選定すればいいかは、業者の選択に任せるといったその入札方法も確かにございませぬけれども、今問題になってるのは構造計算でありまして、とった業者の選択に任せて構造計算から確認申請を取り直すと、到底工期には間に合わないということで、いろいろそういったことも含めて考慮した結果、最初にメーカーを決めたということですので。

これは陸別も同じでありまして、陸別はもうそろそろ終わるはずでありますけれども、正直、結果として選んだメーカーというのは、陸別とは違います。私どもは私どもなりに審査をしまして決定をしたところであります。

問題は、そこと随契をするかというところでありませぬけれども、議員御指摘のとおり167条の2項に基づいての随契を考えており

ます。

それはなぜ随契するかということ、前段のことが一番大きな要素でありますけれども、火葬炉というのは、それぞれの専門的な知識で、現場も含めてそういった業者管理でなければ仕事がスムーズにいかないと。

一般の工事であれば、一定程度、建築業者の現場代理のノウハウで一定の工事はできるんだと思いますけれども、火葬炉に関しては、十勝管内、足寄町も含めてだと思えますけれども、そんなにノウハウを持った建築の技術屋もいないわけですから、当然責任施工という部分では、火葬炉メーカーが自主的に施工するといったことが、結果として一番望ましいという判断をしているところであります。

そして問題は、価格競争の競争原理が働かないという部分で、当然それも私ども考慮して、当然その4社からの見積もりとった段階での一定の価格競争といえますか、見積もり価格によって選択をしていますので、一定程度そういう要素もありますので、当然そこでの価格競争がされています。

四千数百万円だと思えますけれども、これを建築主体の中に入れると、先ほど前段申し上げましたように建築主体の中で管理をしなくちゃいけませんから、一般管理費、現場経費がそれにプラスアルファで乗るといった部分では、建築工事一式の中に入れることの方が割高になるという判断を私はしています。

それで、メーカー単独でそういった管理ができるのであれば、そういった部分が割り引かれるということで、167条の2第6項及び7項の適用がされるんだらうということとで解釈をしているところであります。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まず、前段の関係で、今ちょっと答弁漏れもあるから、この際指摘しておきます。

原材料の地場産利用ばかりでなくて、雇用創出の話を私かなり強調して、時節柄ね、今この状況に、段階的に事業集中しないときに発注してますと、それはとりもなおさず、今、世界的と言ってもいいぐらい今雇用の問題が叫ばれてるときだけに、地場の雇用創出がどのように生かされてるのかなと、それをきちっと明確にその辺の執行に当たって検証されたり実態を監督されてるのかどうか、その辺をまず答弁漏れの第1要因、一つですね。

次に、最後の後段で答弁された随意契約による火葬炉の関係、私はこれは分離発注、正解だと思ってます。単なる価格の総体の管理経費オンの問題という金銭、支出増の問題よりも、本来専門的にね、これを逆に主体工事の中にもしか入れてあったとしたら、私はやっぱりこれ適切でないと言わざるを得ないんですけど、これは私は、執行者の執行のあり方は私はこれはベストだろうと、このように思っています。

それは別にあえて指摘することではないんですけども、ただ1点、随意契約のあり方ね、例えばよくこういうことあるんですよ。私も監査業務をやっているときに、2,000ccの乗用を購入しようとしたときに、担当者見積もり、あるいは同じインチのテレビを購入しようとしたときに、メーカーによって価格みんなまちまちですよ。

おのずからこの種のものも、基本的には随意契約する場合であっても、見積もりを徴しなさいという一つの規則がありますから、それはそのとおり執行されてると思うんですけどね、ただ、それは単なる金銭で一番安いから入れるというんじゃなくて、やはり性能の問題とか、そういう種のをね。

もう一つ言わせていただければ、陸別町さんと違ったというところに、私もこれもきょう初耳なんですけどね、これもまたある意味ではクリーンなのかなと。

お隣の町長の兄上に聞いて、もう執行終わるわけですから、陸別町さん、それも独自に

うちの町は町として精査をしたという、それ以上のものだというふうに私は認識せざるを得ないですよ。

それでこの問題はね、執行がすべて終わってから、その辺をオープンにしてくださいよ。透明に我々に表示してくださいよ。しかじかかくかくで、こういう形で徴収して、こういうメーカーで、そしてこの利点はこういうことの利点で、随意契約ですから、四千数百万の随意契約するんですよ、あんだ。政令で定めることは、もうその金額でしたら何ら問題ないですよ。130メーカーだとか、そんなんなら全然もう議論の範疇外ですよ。言ってる方がおかしいんですよ。

長い時間議論してる方が、皆さんの拘束時間と労働対価を考えたら、質疑する時間は無為なことになってきますんで、私はそういうことを申し上げてない。四千数百万とってますんでね、そうするとやはりその辺は透明性を増すというのが、我々議会に対するやっぱりあなた方の責務かな、それはとりもなおさず町民に対する責務なのかな。

その事業というのを胸張ってこのとおり執行してるんだと、隣の陸別町さんもこうやって執行した、情報は幾らでも得れたと、だけど、なおかつ足寄はこれの選択がさらにベストだということの一つの執行のあらわれかなということ、私はこれはよろしいんでないかなと。

ただ、それを後ほど執行終わって、執行に支障のない状況の中でオープンにすると、これは何ら問題ないと思うんですよ。通常は先にオープンするケースもあるんですよ。コンペやったり、いろいろな形でやる場合。

例えば、役場庁舎なんかもやりましたね。今でも前の関係ね、前の町長のとき町民センターでやった経過ありますよね。それはすべて業者は同一業者になりました。中身は若干、若干どころか、大分変わってますけどね、でも、大筋はそういう状況で執行して現在あるわけですから、これはオープンにすると。

それと同時に、やっぱり業界との絡みの中で、議会議員が汚職とか、いろんな形で問題になってますよね。口利きとか、あるいは支援される関係もあるから、議会でやっぱりチャックするとかね、私は議員としてやっぱりそれはめり張りつけるべきはめり張りつけてね、やっぱり私はやるべきだなと思うんですよ。あなた方だってやっぱりそれはさ。

私は副町長にこの際苦言を呈したいのは、あなたは技術担当職員の経験がなくて、業界とも非常に密着な関係にあるんですよ。人間関係に不公正があるというんじゃないですよ。非常にやっぱりそのことがあなたが副町長として引き立てて、あなたを就任させる原動力になったこともこれも否めない事実なんですよ、業界の動きを見ましたら。それだけに、あなたはやっぱりきちとしたことを、それ以上にきちとしなきゃならんと思ってるんですよ。李下に冠を正さずで。

次にお尋ねします。次に一番最後の原材料の関係ね、これはやっぱり一定のプランニング設定やって、私も集成材工場、プレカット工場、私の履歴からいっても100%私の頭の中に入ってるんだ、工程もろもろ含めてラミナーの関係、それからどのぐらいの時間があればそのラミナーがね、足寄産という導入、だから過般の今できてる公営住宅は全然、御案内のとおり業者、今の西小学校も違いますね、西小学校の体育館。

道産には間違いはないけど足寄産じゃないですよ。足寄産なんですか、今やってるものは全部足寄産なんですか。今の公営住宅みんな含めて、去年執行されて今現在に至ってるものはみんな足寄産だったんですか。そうじゃないんでしょう。それはそれなりにやっぱりあるんですよ。

大手の業界が中央に集まったとき、いやあ、おかげさんで足寄の公営住宅のやつを納品させてもらってって、あのオーダーがあったと、まだ入札も終わってないのに、そういう事実もあるんですよ、現に。事実関係はきちと確認しておりませんが、私はここで

企業名は出しません。

私はね、それはやはり事業者が意欲を持って取り組むために、それは即準備のできるものでない。金物屋へ行って釘買ったりセメント買ってくるような状況にいかないだけに、その辺のノウハウをやっぱり一定のリスクを感じてアクションを起こしてるんですよ、やっぱり。そのことも悪いという批判することになりますれば、それなりの客観的事実をやっぱり提示しなきゃならんと、私はそういうことを申し上げてない、この辺だけ明確に申し上げておく。

明確に申し上げておかないと、いろんな話がまた出るわけですから、それはもう覚悟の上で発言してる。それはやっぱり一定の企業努力なんですよ、やっぱり。

それじゃあ発注の町は何をする、そういう状況を去年もおととしもずっとわかってて、何をどうしてもできないのかという、産地証明をつけるよ、ラミナーで、あとプレカット工場あるわけでないし、集成材工場、足寄町にないわけですから、そしたら原木だけが、先ほど副町長答弁したようにね、ラミナーの例のとこのあそこの向こうとこっちのあの大きい一番足寄が近いって、大体ここなんですよ、手を広げれるここ、そこへ原木だけ持っていくのか、ラミナーにして持っていけばそれでいいのか、そういうことですよ、ね。

私がずっと集計して、当時のこれ役場庁舎建設のとき、組合の常勤役員でおりましたから、もうほとんどオーナーの方にお会いしたりなんかした経過があるからよく、その辺の業界もよく承知してる上で申し上げてるんですよ。そういう用途の隘路があるんですよ、隘路が。

それはやっぱり言葉では地場産のあれを使いましょうと、こんなに製材工場が動かなくてどうもならんというときにね、どうもならんというときに、一定の今の世界不況の中で輸出産業が伸びないから、要するに梱包材がすべてストップで、だけど民間はやっぱり

やってるんですよ、民間は。組合系統だけでしょう、今。なぜやれるかということ、論評は避けます。論評は避けます。

問題はそこからです。今うちの町が本当にこういうときにね、そういうものもきちっとやっぱり地場の工場でもってつくるということだって、プランニングは明らかになってるわけですから、何も無いものを用意するというわけにいきませんがね、梱包材の使用が決まるもんですから、オーダーを予測してやったらあと何も使いもんにならん、チップにしかならんもんですから、そういうことはやっぱりリスク、相当潤沢にオーダーの間は先製造、先取り製造しますけど、一切しないんですよ、やっぱり

今、足寄町が出す一連の工事のものの原材料については、これはプランニングがあって一定の中で範疇内に入ってるから、それはやる気だったらどこでもできるんですよ。

いつもその時期だから業界も困るんですよ。それを先取りして業界もやっぱり汗水流して企業努力してるんですよ。絶対これに乗っ取ると、何せ取るとね、そのためには工事工程をおくらせないために発注を事前におくんですよ。

ボリュームが大きけりゃ多いほど、あるいは特殊規格なら規格のほど、一定の日曜大工さんが、一般の住民が日曜大工で買ってくるような仕様なんていうのは、特別に何もやらなくてあるんですよ。あと問題は乾燥がなってるかどうか、あるいはプレカットを出したって、大体この辺十勝管内でできるんですよ、やる気だったら。

それはやっぱり行政としても、その辺はやっぱりしっかり見据えてね、ただ議会で質疑を受けて答弁するということの繰り返しでなくて、実際にこの辺まで参りますと、やっぱり実効ある政策を。

だから今になってみて、とまったったら、やあやあ、足寄町は公営住宅のために、あるいは足寄町発注のカラマツ木利用のために工場を動かしてると、これはすごいですよね。

あるいはラミナーつくってそしてそれを、あとは集成材工場しようない、その場合は。あるいはプレカットとか、それはしようない、ないものはしようないけど、原材料をして雇用創出もやって工場が動いて、いいことなんですね。

だからけさの新聞、大樹森林組合が自宅でもってね、あれも策のない話だなと。これ批判じゃないよ、策のない話だなと私は思っていました。足寄町森林組合はそうじゃないんだ、動いてる、ちゃんと現場で動いてる。

今度町が特別に除伐事業ですか、みんな動いているようですけどね、やっぱりその辺は機敏に政策がやっぱり経済とマッチしていかないと、ただ議会だけのやりとりで終わってしまうんですね。

それはあなた方の執行の範疇、議員はそんなことできませんけど、あなた方の範疇の中でできることだと私は認識してるんですよ。そういう意味で、この事業についてもこれから先で繰越明許で予算補正してるぐらいですから、いかがですか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 答弁漏れの部分、まだ雇用の創出の関係がありました。申しわけありません。

今、後段、議員もおっしゃられましたように雇用の部分でありますけれども、いわゆるハード面でいけば、事業を前倒しをするだとか、そういった部分での行政としての一定の配慮はしているつもりであります。

公営住宅も含めてそうでありますけれども、そういった中で今製造業の話も出ました。さらにはカラマツ利用の問題等々が出ております。

実際問題としてじゃあ、小学校を例に出されましたけれども、その部分にはすべて地元産が使われたのかどうかということもありませんけれども、私どもが理解をしているのは、それに見合っただけのラミナー材が足寄町の工場から集成材工場に出荷をされたら、そういった事実経過が明らかであれば、あ

と、その1本1本の材料が100%そこに使われたかというのは、正直、議員の御指摘のとおりでありまして、当然部材一つ一つが、ヤング係数といいますけれども強度があるかないか、1枚1枚はかつての話になってきますし、それで離れる部分もありますし、ただ、私どもが聞いて昨年の12月の議会でも私が答弁しましたけれども、今はかなりオーダーが全く落ち込んでますけれども、ことしの夏ごろの話でありましたけれども、それぞれの業者が600立方ぐらいのラミナーを出荷をしたということからいけば、その材料というのは、それが1年前の材料なのか、その年の材料なのか、その辺はわかりませんが、定かではありませんけれども、そういった実績に基づいていくと、十分体育館に利用されただけの資材は供給されているといった判断はしているところであります。

そういった面で日々検証はしていませんので、ただ、役場庁舎に限っては、この庁舎に限っては、皆さん御承知のとおり、この庁舎を建設するために特別山の製材をし、それからそれぞれの製材工場でラミナーにして、集成材工場に出荷したという事実がありまして、結果としてここに帰ってきてると、そういった一連の流れをすべて検証しているわけでありませので、御指摘のとおりかというふうに思っております。

ただ、今、製造業、大変厳しいという状況の中で、来年度予定をしております引き続いて学校の校舎をカラマツで、集成材でつくる予定になってます。

その辺については今内部検討中でありましてけれども、従来のこの役場庁舎がやったように、町有林の一部を、択伐になるかと思えますけれども伐採をして、町内の製材工場でラミナーにしてということで、そういった雇用の創出にもつながりますし、地元産材が間違いなく利用されたということにもつながっていきますので、そういったことで若干、今回の場合は解体工事が先に始まりますので、時間がありますので、そういった工程ができる

んであれば、そういった方向でやっていきたいということで考えているところであります。

いずれにしても、議員のおっしゃっている部分、十分私どももペーパーだけで処理をしておりますので、実態等から見れば、かなり問題もあるという御指摘でございます。そういった部分、十分今後内部に、雇用の確保も含めていろいろな雇用創出の、今回は別の予算でそういったこともまた別に考えてるところもありますので、それは3月定例の中でも一定程度明らかにしながら予算化をしていきたいというふうに思っておりますので、今御指摘の部分、十分私ども反省すべきところは反省をしながら、地元企業、企業といいますか、雇用が増進するように私どもも頑張っていきたいということで、答弁にかえさせていただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 他に環境衛生費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に参ります。商工振興費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 学校管理費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に12ページ、歳入に入ります。歳入一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まず、数点お尋ねをさせて、まず1点目は、この国の補正予算に伴う足寄事業の概要、過般どの会議がちょっと忘却をいたしました、担当課長からお示しをされた記憶があります。

その資料もここに持っておりますが、その際に申し上げたのは、国の補正予算にかかわること、今回の2億5,000万交付金等に

限らずね、一括で補正提案をしてはどうかという話を申し上げた経過あるんですね。

今回はその関係については全くないわけですが、全くない、今回は全くないんですけど、その辺の考え方はどういう考え方でこういうことになったのかね。

しかも歳入も、この中身は交付金ではなくて基金繰入金ですね、1億7,519万4,000円ですか、そういうことを財源として充てて今回補正予算を立ててるんですが、その辺の考え方はですね、ちょっとお示しをさせていただきたいのがまず第1点。

まず一言言っておきますが、その際こういう話をしました、担当課長は、関係法案が可決してないのでという、関係法案が可決してないという説明あったことは間違いありません。私はそういうことも、国と地方の関係について、私も今の関係法案も、夕べもおとといも大変テレビも楽しい、最近は余り政治番組一切見ないんですね、ばからしいから。それから国会の予算審議も一切見ない、参考にならない。

だけど、昨日とけさだけはちょっと目を通させていただきましたけども、そういう意味では法令、関係法案通ってないと、これはわかります。わかった上でお尋ねしてるんですけど、これはどうなんでしょうかということですね。

常にあれですよ、今回補正予算の火葬事業、火葬場の建設にかかわる補正予算が提案をされておりますけども、現在の提案、補正予算の内容メニューが当初のこの事業にかかわる予算、補正予算提案がなぜでき得なかったのか、なぜでき得なかったのか。町長わかりますか、わからない。

今回の補正予算は、繰越明許予算ですよ。前は債務負担行為予算ですよ。だから私はこのことを余り、めり張りつけて専門家の方に言いたくないから、今回の補正予算をね、前回この事業にかかわる分の補正予算になぜ提案できなかったと、このように言ってるのさ。

言いかえれば、繰越明許予算でよかったんじゃないのと、あの時期だって。こういうことを申し上げてるのさ。質疑の趣旨わかりましたか。わかりましたか。わかったら次に進みますね。

私はやっぱりね、会計の年度の独立性、会計の年度の独立性、これはやっぱり我々議会人としてやっぱり大事にしたいんだ、本来的に、会計年度の独立性はね。

これは繰越明許も債務負担行為も継続の事故繰越も、事故繰越はもちろんなんですけど、逐次繰越もみんな例外規定なんです。例外規定、御案内のとおりですよ。あえて解説求める必要はないと思うが、例外規定なんです。

我々議会を議決する立場からいって、例外規定というのを余り使ってほしくないなという思いはあるんですよ。しかしながら、さりとて住民にとって、特に今回のケースなんか特にそうですね、一番顕著のケースですね。

住民負担にとって、今の2億5,000万強の交付金が、関係法案どうなるかわかりませんが、なることによって、財源として単独事業の場合は依存財源全くないわけですから、起債起こすか、自分の貯金崩すかしかないわけですから。

こういう種の場合は、それを大上段に振りかぶって、議会としては好ましくないんだなんて言ってる方が、またおかしな議論になりますでしょう。私はこれは否定しないんですよ。これは否定しない、当然ですね。そのために国の単年度の会計における原則の例外規定を地方自治法上定めてるんですね。

ただ、私は事故繰越というのはね、これ仕方ないから、不可抗力だから仕方ないなと思いつつも、もう少しきちとした執行すればそういうことなかったんじゃないかとか、あるいは継続費の逐次繰越あたりだってあれですね、あれだってもう全然、継続費の場合は予算さわれませんでしょう、議会が。修正も何もできませんので。

繰越明許、これはできますね。債務負担行

為は明言なくて数字要らないんですよ、本来的に、法理論からいけば。まあ大抵出しますけどね、通常は。

そういう意味合いからいくと、私はさきの提案というものがね、補正予算というものが、今回補正予算の内容でもよろしかったんでないですかねということ、各地方自治法上の例外規定を濫示してお尋ねをしてるんですよ。御理解いただけましたでしょうか。どうぞそれじゃあ、御理解いただいたところで御答弁ください。主役登場です。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、議員の方から、いわゆる国の2次補正にかかわる地域活性化生活対策臨時交付金の関係、これは冒頭、招集あいさつのときにも若干だけ触れさせていただきました。御案内のとおり新聞報道等もされておりますけれども、我が町はこれに関連して約2億5,000万の限度額で何かメニューを考えれば、平たく言えばそういうことで来ました。

そのまず前提条件は、今、議員仰せのとおり、ともかく20年度予算、しかも20年度予算で10月31日以降の契約、こういうまずは大きくくりの中で、それぞれの自治体で有効にこの金を使えということで案内が来たわけでございます。

そこで、私どもいろんなメニューを考えた中で、今提案させていただいておりますこの火葬場、これはもう従来から、この火葬場は足寄町にとっては必要な施設、しかもいろいろ補助制度等々も探したけれども見つからない。

しかし、必要な施設であるから、これは単費でも実施しますということで、実はこの関係の予算につきましては、12月定例会の中で債務負担行為議決もいただきながら、予算の一定の議決もいただいたところでございます。

この火葬場についても、この事業に適用していただくべく支庁の方とも打ち合わせをし

てまいりました。問題は、そこで20年度予算、ここで実は債務負担行為議決を12月にいただいているわけですから、この分の適用大丈夫かという打ち合わせをしましてまいりましたけれども、これは当初は、支庁の方でも、それは大丈夫だという実は答えをいただいていたわけでありましてけれども、これが実は1月に入ってから、実は債務負担はだめだと、あくまでも20年度予算であるから、仮に年度がまたがる場合については繰越明許でなくてはいけないと、こういうことになってきたということでございます。

そこで今回御提案申し上げているのは、先ほど冒頭、総務課長が提案いたしましたとおり、12月に議決をいただいた債務負担行為の議決につきましては取り消しをさせていただきたい、そして新たに繰越明許で、実質は21年度に執行をする予算の分について20年度予算で計上をさせていただく、このことについて御審議をさせていただきたいということで、提案を申し上げているということでございます。

また、冒頭御指摘をいただきましたこの国の補正予算にかかわる2億5,000万強の事業については、国の方向がある程度はつきりした段階で一括で計上すべきでないかと、こういう御意見もいただいたということも担当課長から報告を受けております。

実は、間に合えば、きょうの中で一括提案をさせていただいたわけでありましてけれども、これも冒頭申し上げたとおり、国の方でまだ関連法案が、予算議決はされましたけれども、関連法案が通っていないということで、実はこの取り扱いについて苦慮していて、きょうの今臨時会には提案するには至らなかったということでございます。

ただ、そういう中でこの火葬場の関係については上げさせていただいたという意味は、やはりこれから入札行為、あるいは工事議決もいただかなくちゃいけないということもありますから、国の予算、これまだはつきりしてませんけれども、してないばかりに、歳

入については今回提案させていただいているのは、基金から取り崩しをし歳入は計上させていただいたということでございます。

もっと単刀直入に言いますと、これが国の予算が認められた段階では、またこれ議会の方に歳入の組み替えの予算の提案をお願いをする予定になっているということでございますので、概略そんなことでございますから、以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

なお、必要があれば、詳細については、また副町長なり、あるいは総務課長の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 詳細にはわからなくても、私の頭の中に詳細に入ってますので、私は、議会の立場ということと執行機関というそういう意味合いの中で、一つの考え方をお尋ねしてるんですよ。内容はすべて承知の上で申し上げてるんですよ。

私ね、やっぱり今回この国の一連の1次補正、2月補正、特に2次補正の絡みの中ですよ、今問題となっているのは、だけど地方公共団体の中では、やっぱりこの2次補正も、当町のように法案が通らなかつたら予算提案できないなんて言ってることばかりではないんですよ、だけど現実問題。どうなんですかね。

例えば、つい最近の十勝管内のある公共団体もそうですし、札幌市議会がきのうからですか、やっぱり特に札幌市あたり、定額給付金の関係も人事まであれして発令してやってますよね、当然そうなれば予算多分出てるはずですよ、今回。

子育て支援の関係とか一連の、妊産婦の関係というのは、次年にまたがるいろんな経過はありますけど、やれるものは当該年度、とりあえず3月補正ということもあるんですけど、私は過般申し上げたのは、でき得るものはこれ一括、ただ、定額給付金だって、そ

れほどの人口じゃありませんしね、複雑なことでもありませんから、そうかなと思って議案書見たら全然ないし、歳入の欄も基金繰り入れとなってるよ。

私、せめてそれは今答弁で明らかになったし、以前にもレクチャー受けたときもこう言ってますよね、後から予算組み替えすると。基金繰り入れと今度国支出金ですよ、14款と18款の予算を増減するだけの話なのかな、歳入でいけば。私はそういうことでどうなのかなという非常に疑問があるんですよ。

我々議員としても、今は基金繰入金でこれ予算議決をしておいたら、そのうちにまたなるということもあるし、それから冒頭にお尋ねしたように、今の補正予算、今提案されてる補正予算がね、その前の段階、今補正をされようとしてる予算であってはいけなかったのかな、法的な何か問題あって要するに債務負担行為になったんですかと私聞いているのさ。その辺については言及してませんね。そのときは繰越明許でどうだったんですかと私も聞いているのさ、わかりやすく言えば。私はそれでもよかったんでないかと。

そして、何がそれでいいという安易な物の考え方に立ってるかということ、単独事業なり財源が自町内、我が公共団体で貯金を崩すか金を借りてやるという、上級官庁に何ら問題なかったから、私はかえってそれでもいいのかなという思いはしてたんです。

まさかその今の交付金2億5,000万というのはその後ですからね、別にそれをやるということで、それが今町長がはっきり答弁したように、いやいや、債務負担行為でいいけど、債務負担行為の補正予算ではだめなんだと、繰越明許しなきゃだめだなんて言われるから、こういうことになったんでしょう。

100%執行者に云々と言うつもりは毛頭ありませんけど、ただ、いみじくも言わせていただければ、この補正予算財源がこういう状況でなくて、ほかの公共団体もあるわけですから、そんなことであってもよかったんで

ないかなという思いをしてるんですよ。

これ遅ければ遅れるほど、やっぱり浸透が遅れるんですね、やっぱりね。ごめんなさい、札幌市議会5月ぐらいと言ってますでしょう、出納閉鎖期、当該年度の出納閉鎖期の5月いっぱいには支給する予定でさ、札幌の市長、何ていう市長か忘れちゃけど、そういうことですね、記者会見の内容を見てますと。私はそのことは、だから前にレクチャーいただいたときはそういう物の言い方をしたんですよ。

できて、年次的に問題ないものについては補正予算で、ただこれだけでなく、一括で御提案をしてはいかがですかと。だから私は基金繰り入れになるって、そう言ったから、いただいたペーパーは基金繰り入れにペーパーはなってますよ。けどやっぱり野党議員って力ないんだなと思いました、予算書見て。まるっきり反映されてないと。

副町長も答弁ではね、結構私のことをね、そのことを十分踏まえてと一生懸命言ってるけどね、腹の中ではそうでないんでないかと思う。それは執行にあらわれてる。

それは仕方ないんですよ、政治の世界だから、私はそれはあきらめてますけど、あきらめてますけど、そのぐらいのことをやっぱり公の予算書とかね、そういうものには反映していただけるんでなかったのかなと、このような思いをしてました。

極めて残念ですけどね、これはこういうことは、法律的にできないということで上級官庁から指導があったのかどうか、その辺の確認が一つと、さきの話に戻った、私に言わせれば答弁漏れの、当時から繰越明許費でよかったんでないかと、この2点はいかがですか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

すべてでないかもしれませんが、補足をしてもらうかもしれませんが、まずは最初に、私の思いはストレートに受けとめて

いただいて結構だというふうに思ってますから、深い意味はございませんので、申しわけありません。

最初から繰越明許、12月補正予算を繰越明許でよかったんでないかといった部分は、当然選択肢として繰越明許というのはあるわけで、それが違法だとか違法でないかというのも、これは議員の御指摘のとおりでありますから、ただ、結果としては、その選択肢を選んでなかったばかりに、この国の事業に乗るために、また改めてこういった議会を開いているといった部分は御指摘のとおりであります。

私どもがなぜ債務負担で2ヵ年事業を選択したかということ、これは従来から、総合計画も含めてしかり、2年事業という形になっておりまして、当然、自律プラン等々でも、今年度の支出額が、今回は基金対応でございましたけれども、自律プランでは、そして来年度以降については町債といったことで、そういった財源配分もしておりましたので、そういった流れに基づいて債務負担行為を選択をしたということで、結果としては、議員御指摘のとおりであります。

ただ、議員もおっしゃられてましたけれども、今、町長が盛んに言ってるように、アンテナ高くしていろんな情報を率先して収集するようにといった部分では、議員の御指摘のとおり、もうちょっと早くそういった情報網もとらえたんでないかといったことも、率直に受けとめたいというふうに思っているところであります。

そういった部分で、今回の部分についてはこういったことでお願いをさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思えますし、一括でのせれないのかという部分で、ほかの町村は、遅いところもありますけれども、逆に早い部分もあります。

年度内消化、基本的に今回の2次補正については20年度予算でありますから、20年度内に消化をする分については、交付決定もされてませんし、そういった状況の中でも執

行ができるんだろうということで盛んにやられてるようです、他町は。

ただ、うちの火葬場物件のように2ヵ年事業で繰越明許の部分の繰り越しについては、今の予測では、3月に交付決定がされて、その後繰越承認をもらわないと工事契約ができないとか、そういったことで情報が入ってきているように、来年度事業については、どこも発注ができない状況になっています。ですから20年度繰り越さないで20年度消化の部分については、プレミアム商品券等々の話もいろいろ出ておりますけれども、消化ができるということで。

ただ、私どもも一定の交付金のリスクをしょってるといいますか、この事業が交付金事業が飛べば、当然単費事業になりますので、ただ、火葬場物件については、それが当然当初の予算措置が単独事業費ですから、そういった部分では、それ相応のリスクがあっても事業は推進していくといったことで、問題はないわけですが、これが交付金ありきでいけば、また別の考えもあるのかなということで、いろいろな町村もそれぞれ苦慮しているというふうに情報的には聞いております。

いずれにいたしましても、前段の部分、御指摘の部分等々については、今後しっかりとした対応をしてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） これで3回目、最後です。

今、答弁いろいろといただきましたけど、私も主要施策とか財政、それから予算絡みで、年に何回か事務次官が出て都道府県担当課長会議やりますよね、あれ全部精査をさせていただきます。内容をですよ。

そして、我々が地方にかかわるもの、事務次官会議やってるから、全般にわたってレクチャーするのは担当課長とかなんかなんですけど、そういう意味で会議の時期とか今の流れとか、今、副町長もおっしゃってますけど

ね、アンテナを高くしてという話出てました。

そういう一連のいろんなものからいくと、日程的を踏まえてね、真の野党議員なら、それを含めてこれから3回目の質疑に臨んで、足りなければ3月定例会ということもあるんだけど、真の野党にもなれない、相手にもされない野党議員なもんですから、そのことはあえてスケジュールのことを示して、言及はいたしません。

ただ、最後にお尋ねします。これ今回こういう予算を提案をしなきゃならない、それから定額給付金の状況もこうなってる、これは大体一般国民が周知の事実ですよ。それで理事者はさ、少なくとも政治家なんです、あなた方ね。

幸いにして我が町に、一般的に言うと、それを反対されてる国会議員が2名もいらっしゃる、2名もいらっしゃるね。何さん何さんて話できる人。この間さ、あなた方2人ね、私はもういつだったか、父が亡くなったときに、地元の1人の方とはごあいさついただいてお会いしたから、あれ以来一度も会っておりませんから、もう7ヵ月も8ヵ月も顔見たことありませんけど、テレビで時々見る程度で、だからあなた方はやっぱり一連の会議があったりレセプションがあったり出たって、町民を代表して、政治家なんだから代表して、何とか何々代議士、もう1人の代議士、これ何とか早く関係法案可決に尽力をしてくれと、現場困ってるんだと。

町村会とかなんとかは知ってますよ、報道で知る範囲では私は知ってます。報道でされる案内はその動き、アクションは知ってますけども、あなた方2人がそういうことを今までそういうコメントをしてお話したことあるかどうか。

とても現場困ってると、こうだと思ったら、いやいや、同じ例外規定でも地方自治法適用したらこれならだめなんだ、債務負担行為の繰越明許、実質執行そんなに違わないからいいかと思ったら違ったとかね、ちょっと

違うんですね、繰越明許費と債務負担行為は全然。似たように思うけど違うんですよ。継続したってまるっきり違うんですよ。議会との絡みからいっても、さっきも解説したように全然違うんですよ。

まあ、そのことはこっちへ置いて、やっぱりそういうことをあなたかやっぱりそういう国会議員の先生に要請をして、汗をかけた事実があるかどうか、それだけはっきりさせてください、この際。

なけりやないで仕方ないですよ、なけりやないで仕方ないけど、相当やっぱり親密な関係に、安久津町長さんともなればさ、あなた方に私が相手にされたより、向こうの国会議員の先生にあなた方は相手にされてるでしょう、びったり。その辺どうですか、事実関係明らかにしてください。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、ずばり地元の国会議員の先生2名いらっしゃるわけで、ここに具体的に今回のこの交付金の問題、あるいはまた雇用対策のやつもあるんですけども、この関係についてずばりお2人の先生に要請したことがあるかということにつきましては、これはもう私は案内いただければすべての先生のところに出席、可能な限りは出席させていただいてますけれども、少なくとも給付金については、お2人ともこれは明確に反対の立場をお示しになっておりますし、このことに対して何とか議決してくださいということは、お願いはした経過はございません

ただ、1人の先生は、これは党の方針だから絶対私は反対していきますと、ただ、実際にこれ決まれば、皆さん決まったものだからもらってくださいということも明言もされてるというのも事実でありますから、あえてお願いといいますが、聞くまでもないのかなというそんな思いしておりました。

むしろ、今本当に現場の担当者も、この取り扱いどうしたらいいのかと。ただ、現実

使えるお金が来るということですから、これはもうそういう意味ではありがたい話だということで、このことについて、きょうも実は道議会の臨時会が実は20日の日に開かれると、これはどちらかという雇用対策の部分でありますけれども、この臨時議会の中で北海道としては基金条例を提案をしてそこで基金を積んで、それからそれぞれのところというこんな情報もいただいていますから、これはむしろ道議会のある与党議員さんの方ともきのうから、きょうも議会前にもちょっと連絡とったんですけれども、実は連絡がつかない状況でありますけれども、このことも含めて、実は取り扱いについては担当者も本当にどうしたらいいのかと、率直に支庁の担当者、それから私自身も支庁の部長のところにも電話を入れさせていただいて、これが決まらなないと、ちょっとこれからのうちのいろいろ考えている展開、もう本当にがらっと変わってしまうということで、そんなことで情報提供を何とかお願いしたいということも言っておりましたけれども、とりわけ雇用対策に関しては、道議会の20日、これをくぐらいと一切のお答えはできないというこういう回答しか返ってきてないという現状でございます。

いずれにいたしましても、先ほども副町長も答弁したとおり、ともかくこれから1日1日本当にしつかりとした情報収集をしながら、決まり次第直ちに遺漏のない取り扱いができるように、場合によってはまた臨時会の招集のお願いということになるかもしれませんし、あるいは3月定例会での提案ということになるかもしれません。いずれにしても、しつかりとした情報収集をしながら、遺漏のない取り扱いをしていきたいということで考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、10ページにお戻りをいただきたいと思えます。第2表繰越明許費補正、追加2件。第3表債務負担行為補正、追加26件、廃止1件。これに対する質疑を受けたいと思えます。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第6号

議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第6号平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました議案第6号平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明をさせていただきます。

平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、債務負担行為1件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

ます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

15ページをお開きをいただきたいと思えます。これから、議案第6号平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第6号平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第6号平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第7号

議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第7号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました議案第7号平成20年度足寄町公

共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明をさせていただきます。

平成20年度足寄町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、債務負担行為、追加1件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第7号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

第1表債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第7号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第8号

議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第8号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といた

します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長藤原茂君。

福祉課長（藤原 茂君） ただいま議題となりました議案第8号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

第1表債務負担行為3件をお願いするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第8号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

第1表債務負担行為3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第8号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第9号

議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第9号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました議案第9号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成20年度足寄町上水道事業会計の補正予算（第5号）は、債務負担行為1件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第9号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

債務負担行為第9条1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第9号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第10号

議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第10号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長高田安春君。

病院事務長（高田安春君） 議案の19ページをお願いしたいと思います。議案第10号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明いたします。

既決の収益的収入及び支出にそれぞれ140万6,000円を追加し、収益的収入及び支出の予定額を10億4,244万9,000円をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の内容について御説明申し上げます。

支出から申し上げます。支出につきましては、患者数食材費の増に伴い、患者用給食材料費といたしまして140万6,000円の計上をお願いいたしております。

収入につきましては、入院収益として140万6,000円の計上をお願いし、収支の均衡を図らせていただきました。

19ページにお戻りいただきたいと思えます。第3条関係でございますが、予算第10条に定めました棚卸資産の購入限度額に140万6,000円を追加し、当該経費の総額を1億216万4,000円に変更をお願いするものでございます。

次に、第4条関係でございますが、予算第11条の次に第12条として債務負担行為を加え、3件の設定をお願いいたしております。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第10号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

まず20ページ、収益的収入及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 19ページにお戻りをください。第3条棚卸資産の購入限度額、債務負担行為3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第10号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第10号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。これで本日の会議を閉じます。

す。

平成21年第1回足寄町議会臨時会を閉会
をいたします。

午後 2時21分 閉会

平成21年第1回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員